

平成29年度

徳島県動物愛護推進協議会

とき 平成30年3月7日(水)
午後2時から午後4時まで
ところ 県庁 万代南1会議室

議題

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1)平成29年度動物愛護管理業務実績報告について | P.33~ |
| (2)災害救助犬、セラピー犬等育成プロジェクトの進捗状況 | P.39~ |
| (3)「飼い主のいない猫」対策について | P.46~ |
| (4)譲渡交流拠点施設を活用した新規事業について | P.56~ |
| (5)その他 | P.58~ |

徳島県動物愛護推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、行政と県民が一体となって動物愛護管理行政の推進を図り、人と動物がともに暮らせるとくしまづくりを推進するため、徳島県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 動物の愛護及び適正な飼養を推進するための協議。
- (2) 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること。
- (3) 動物愛護推進員の活動の支援に関すること。
- (4) 徳島県並びに市町村が実施する動物愛護管理業務に対する協力に関すること。
- (5) 災害時の動物救済対策に関すること。
- (6) 前(1)から(5)の推進等に必要な提言及び法第6条に規定により県が策定する動物愛護管理推進計画について必要な検討を行うこと。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表の1から3までに掲げる団体及び公募による団体又は個人（以下「協議会員」という。）をもって構成する。ただし、公募による団体又は個人の協議会員としての期間は、2年以内とする。

(委員)

第4条 協議会の運営は、協議会員を代表する委員の合議により決定する。

2 知事は、次の各号に該当する者を委員に任命する。

- (1) 別表の1から3までに掲げる団体から推薦された者
- (2) 公募により協議会員とすることとした団体から推薦された者
- (3) 公募により協議会員とすることとした個人

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第6条 協議会に会長を置き、会長は、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 第1条の目的を達成するために必要な施策等について意見を有する者は、その意見を述べたい旨を協議会に申し出ることができる。

5 会長は、前項の申出があったときには、委員の意見を聴き、申出の受諾の可否及び申出を受諾した場合における意見陳述の方法について、決定するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、徳島県動物愛護管理センターに置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年9月18日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、平成19年度中に公募した協議会員の期間は、平成21年3月31日までとする。

3 第5条の規定にかかわらず、平成19年度中に任命した委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

4 第3条の規定にかかわらず、平成23年度中に公募した協議会員の期間は、平成25年3月31日までとする。

5 第5条の規定にかかわらず、平成23年度中に任命した委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

6 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

7 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

| 区 分 | 協 議 会 構 成 団 体 |
|-----------|--|
| 1 行 政 | 徳島県危機管理部 |
| | 徳島県教育委員会 |
| | 徳島県市長会 |
| | 徳島県町村会 |
| 2 有識者 | (公社)徳島県獣医師会 |
| 3 動物愛護団体等 | (公財) 徳島の盲導犬を育てる会 (公社) 日本愛玩動物協会徳島県支所 (学) 野上学園 ブレーメン愛犬クリエイティブ専門学校 |
| 4 公 募 | NPO 法人・個人等 |

動物の愛護及び管理に関する法律

(昭和四十八年十月一日法律第五号)

最終改正：平成一八年六月二日法律第五〇号

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
 - 三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
 - 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項
 - 五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

- 2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。
 - 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
 - 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
 - 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
 - 四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

(協議会)

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

推進協議会委員

| 区 分 | 協 議 会 構 成 団 体 |
|-----------|--|
| 1 行 政 | 徳島県危機管理部消費者くらし安全局 安全衛生課長 山根泰典 動物愛護管理センター所長 小川寿宏 |
| | 徳島県教育委員会 学校教育課 学力向上推進幹 中上斉 |
| | 徳島県市長会 徳島市市民環境部市民環境政策課長 小西 靖久 |
| | 徳島県町村会 神山町住民課長 福岡 祐司 |
| 2 有識者 | (公社)徳島県獣医師会 副会長 土橋 賢治 |
| 3 動物愛護団体等 | (公財) 徳島の盲導犬を育てる会 事務局 杉井ひとみ (公社) 日本愛玩動物協会徳島県支所 支所長 渡部奈美 (学) 野上学園 ブレーメン愛犬クリエイティブ専門学校 豊實 祐之 |
| 4 公 募 | 奥谷 明子 谷 尚美 井上 麗 スーザン マーサー |

会 長

盲導犬を
育てる会
杉井氏

野上学園
豊實氏

谷氏

スーザン
マーサー
氏

市長会
徳島市
小西課長

町村会
神山町
福岡課長

徳島県獣医師
会

土橋副会長

愛玩動物協会
渡部氏

奥谷氏

井上氏

学校教育課
学力向上推進
幹
中上推進幹

安全衛生課
山根課長

動物愛護管理センター
小川所長

安全衛生課

事務局

総合県民局

動物愛護管理センター

平成28年度「第2回徳島県動物愛護推進協議会」

平成29年3月2日（木）

（司会） 定刻が参りましたので、只今から平成28年度「第2回徳島県動物愛護推進協議会」を開催致します。開会にあたりまして、動物愛護管理センター、小川所長よりご挨拶を申し上げます。

（動物愛護管理センター 所長 小川 寿宏）

平成28年度「第2回徳島県動物愛護推進協議会」の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆さまにはお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より徳島県の動物愛護管理事業におきましても格別のご理解とご協力をいただきまして、感謝しております。

さて、徳島県では人と動物が共に暮らせる潤いのある社会の実現に向け、犬猫の収容・引取り頭数、及び殺処分頭数の削減などの取り組みに加え、一昨年度からは環境省のプロジェクト事業にも参加しており、マイクロチップ装着の推進、ペット災害対策、広域譲渡の推進等の新しい事業にも取り組んでいるところでございます。

また、飼い主のいない猫対策につきましても、本年度より繁殖防止や適正管理を地域ボランティアで維持しておりますTNR活動に対する市町村の取り組みを支援する交付金事業の実施を始めております。

更に、前回の協議会でもお伝えしましたように譲渡活動推進のため、収容能力の拡大、感染症対策とボランティア活動の場の整備を目的とした譲渡交流拠点施設の建設計画も進めており、現在設計が終了し、来年度平成29年度から建設工事を開始、早期の供用開始を目指しているところでございます。

昨年度、平成27年度につきましては、1,489頭もの犬猫が殺処分となっております。当協議会でもご審議いただいております「徳島県動物愛護管理推進計画」の中では、本年度の殺処分頭数の削減目標は800頭となっております。年度の途中ではございますが、現在の処分状況についても本日の会議の中でご報告させていただく予定としております。

今後も様々な事業を展開し、“助けられる命を助ける”取り組みを推進することにより、殺処分の削減を目指して努力してまいりますので、委員の皆様におかれましてはご意見・ご審議のほど、よろしくごお願い致します。

（司会） 引き続きまして、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。お手持ちの資料、ページを1枚開いていただきまして、右側の方に座席表がございます。

座席表の左の上から、まず盲導犬を育てる会事務局、杉井様、「よろしくごお願い致します」以下、

同様) 公募委員でいらっしゃいます平野様、学校教育課義務教育推進、坂口統括指導主事様、県安全衛生課、山根様、動物愛護管理センター、小川様、公募委員でいらっしゃいます東條様、ボランティアドッグ育成センター代表の新田様、愛玩動物協会、渡部様。

今回、本推進協議会設置の要項第4条に規定しております委員で、本協議会におきましても会長でおられます塩本獣医師会会長様が、この度、徳島県公安委員に就任いたしました。公安委員会等の執行機関の委員につきましては、審議会等の委員を兼任できないこととなっているため、塩本委員におかれましては本協議会の委員の任を本年度、8月1日付で解かせていただいております。

なお、塩本委員の後任には公益社団法人徳島県獣医師会よりご推薦をいただいております土橋副会長様に委嘱を受けていただいております。土橋委員におかれましては小松島市におきまして動物病院を開院され、獣医師として平素よりペット動物の健康管理や疾病予防の業務を行うとともに、飼育者の皆様に対して適切な飼育管理について助言・アドバイスも長年にわたりなさっておいでになります。土橋先生、よろしくお願い致します。(「土橋です。よろしくお願い致します。」)

本日も都合によりご欠席になっております委員の皆様、ご紹介させていただきます。市長会から徳島市、大澤課長様、町村会から藍住町の石川課長様、動物福祉協会の方から伊月委員様、以上となります。

また、本推進協議会の進行につきましては、本来、会長が会議を総括することとなっておりますが、先ほどご説明いたしましたとおり、現在会長が不在となっていることより、本協議会におきましては県安全衛生課、課長様に会議進行をお願いしておりますので、ご了承いただければと思います。よろしいでしょうか。

課長様、お席の方を前に移動していただきまして、ご挨拶と議事の進行をよろしくお願い致します。

(議長) 議事進行の前に私の経歴も含めて挨拶させていただきます。

私、実は旧生活衛生課に平成12年に勤務となり、平成13年に「動物愛護法」が改正になりました。徳島県も本格的に動物愛護に関する条例が必要であるということで、平成12年度に「動物の愛護及び管理に関する条例」制定に頑張ったんですけど、当時、「動物愛護」という考えが、県庁内にこれっぽっちもなかったというのが事実でございます。

動物愛護の条例を作りたいということで原案を持って行った際には、法律から条例にする付託事項がないという一点張りで、何度もはね除けられた記憶がございます。平成13年の2月議会で制定、それで3月末に公布となった経緯がございます。非常に私にとって思い入れ深い経験でございました。ようやく徳島県としても一歩踏み出せたというのが、記念すべき平成13年3月の現条例の公布です。その時から16年が経過し、非常に長い中で現状このような活発な議論ができるというのは非常に嬉しく思っております。今回議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、議題に入る前に前回の協議概要について、事務局からお願い致します。

(事務局) 前回の平成28年7月1日、第1回目の「動物愛護推進協議会」の協議概要について、説明させていただきます。真ん中のページ番号、議事録の4ページをご覧ください。

1回目の議題としまして、議題(1)「平成27年度動物愛護管理業務実績報告と課題について」4ページから8ページまで実績報告をしております。この中で、推進計画で定められている処分削減目標は、処分頭数そのものは毎年10%ずつ削減になっています。処分数削減の中のため、収容頭数をどれぐらい減らすであるとか、返還頭数をどれぐらい増やしていくであるとか、譲渡を一般と団体ボランティアさんの譲渡数をどれぐらい増やしていくかなど、更に細かい目標値などを設定してはどうか、といったご意見がありました。この推進計画、25年度の法改正を受けて一度改正されて、25年度から28年までで、当然処分数そのものは削減傾向にありますが、目標値はクリアできていません。今後、「処分ゼロ」の考え方についても、一度整理が必要ではないかという意見も寄せられております。

議題(2)「平成28年度(今年度の)動物愛護管理事業計画」9ページの上段になります。今年度、4月の恒例行事として、29日の動物愛護管理センターの「ふれあいフェスタ」を皮切りに、第1回目の推進協議会や1日体験学習などを含めて進めてまいりました。また、今年度は恒例行事に加えて、特に災害対策の部分で、県内の市町村さんとの合同でペット同行避難を推進してまいりました。同行避難は、平成24・25年ぐらいから徳島市さんと一緒に実施してきましたが、この28年度、新たに三好市、美馬市、北島町、佐那河内村、他の市町村と共にペット同行避難を実施するような広がりを見せております。

議題(3)「平成28年度新規事業について」9ページの中段から16ページまでが動物愛護管理の適正化地域活性化推進補助金、いわゆるTNR活動の補助事業についての説明になります。第一回動物愛護推進協議会の時点では、700頭分の予算を確保すること、当初事務の流れ、運用面も含め、まだ手探りな部分もございました。その後、今年度も末になり、一部事務の流れ等、変更箇所もございました。本日、現状の取り扱いにつきまして、ご説明させていただきます。

同じく新規事業の概要説明として、「譲渡交流拠点施設」整備について、本年度、基本設計が終わりました。来年度早々より建設工事が開始し、できるだけ早く供用開始できるように計画を進めています。また、前回の議題・質疑にもありましたボランティアの活用について、現在、行政だけではなく、NPO法人さんとか、民間の活動団体の方々におかれましてもボランティアさんと共にという面があり、今後徳島県としてボランティアの活用をするにあたり、どのような問題が出てくるのかというご意見を出していただいております。

議題(4)一昨年から採択していただいている「環境省モデル事業概要」の、1つ目がマイクロチップ装着の推進です。17～21ページに、推進について昨年度、動物取扱業者さん、動物病院、飼い主さん等々へ、マイクロチップについての意識調査や、動物取扱業者さんとの協力事業としてクーポン冊子の配布とそれに伴うサービスの提供など、マイクロチップの装着について広く理解を求め、推

進をしていくという事業の概要をご説明させていただいております。

2つ目の環境省モデル事業として、「広域譲渡の推進」について21～22ページに記載がございます。現在愛護センターの方からさがす会を受講して頂く一般の県民の方だけではなく、愛護センターの事業にご賛同・ご協力いただいておりますボランティア団体さん経由で、県外の飼い主さんのところに広く譲渡動物をお渡しできるようなところの取り組みの中で、輸送に係る部分を一部補助しており、昨年度は50頭分の補助を実施しております。28年度も同じように環境省に採択されておりますので、更に広域な県外への譲渡が進むように事業を進めております。

22～23ページの議題（5）「災害救助犬、セラピー犬等育成プロジェクト飼い主募集について」、1回目会議で4月時点の災害救助犬やセラピー犬の育成状況と、ハンドラーさんになる飼い主さん、セラピー犬の飼い主さん募集方法の問題点についてご意見をいただいております。

最後になりますが、本年度4月の熊本地震で、熊本市の動物愛護管理センターも施設が被災し、収容していた譲渡候補犬を主に西日本の自治体が広域譲渡の形で受け入れ、それぞれ協力する自治体で飼い主を探してくれないかという依頼を受けました。「さやか」とあらかじめ名前が付いている犬1頭を引き受け、譲渡しました。当初、1回目会議の際、どういった形で譲渡にもっていくかと諮らせていただいた上で、既存の愛護センターで実施しております「さがす会」で飼い主さんを探す事を何回か繰り返しました。最初、なかなか飼い主さんが見つからず、委員さんの中でも色々側面的にご協力、ご尽力いただいたおかげがあり、8月14日の譲渡会で飼い主さんが決定いたしました。飼い主さんは勝浦町で4世帯お住まいの大きいみかん農家の方で、みかん農家の娘として無事に貰われていきました。非常に皆様のご協力をいただきましてありがとうございます。

なお、本議事録は委員の皆様の承認後、県のホームページに掲載する予定となっておりますので、修正点等ございましたらお知らせいただければと思います。以上です。

（議長） では、引き続きまして議事に入ります。議題（1）について、事務局から説明をお願い致します。

（事務局） 議題（1）「平成28年度動物愛護管理業務実績報告と課題について」、前回の議事録の次の29ページになります。「人と動物が共に暮らせる地域づくり」に関して、犬猫の殺処分頭数の目標が540頭と書いてあるのは、平成30年度まで目標に向かっていくという事です。具体的には徳島県動物愛護管理推進計画に基づき、不妊・去勢の推進のため交付金事業を拡充し、市町村との連携を深め、引き取りにつながる繁殖抑制を図ろうとしています。また、適正飼養に係る啓発、譲渡の推進を図るために環境省のモデル事業活用等により強化し、犬猫の殺処分頭数ゼロを目指します。この計画が策定されました25年度の2,290頭から540頭まで、中間目標として27年度は1,100頭の目標でしたが、結果、1,489頭でした。平成28年度、目標としては3月末までで800頭でしたが、12月末の時点で768

頭、これ以降も増えてしまっている現状です。

次に「アンケート調査」、これは27年度のもので、まず32ページ、問7「愛護動物の遺棄は犯罪であり、100万円以下の罰金に処させる事を知っていますか?」という項目があります。ことを「知らない」と答えられた方は63.7%、非常に多かったです。こんな所の問題かと思いますが、35ページに新聞記事が載っています。昨年10月、美馬署で子猫5匹を捨てたという遺棄の件、皆さんご存知かと思いますが、書類送検されて立件されています。そもそも遺棄が犯罪と知らなかったために起こってしまったという事もあります。子猫が産まれてしまってどうしようもなかったということかと思えます。最近では、こんな事例が新聞等でも取り沙汰されるようになってきています。

次に36ページに進ませていただきます。処分頭数等のデータです。27年度の収容頭数、2,278頭でした。今年度、12月末までの数字になりますが、1,232頭で減ってはいますが、この数字から年度末までの収容頭数を概算したところ、1,600頭程度が見込まれます。27年度から比較して、30%減程度の収容頭数にはなっています。また来年度の目標として、さらに40%減少を目指すという事で、収容頭数1,000頭ぐらいを目指すように啓発等をしていきたいと思っております。収容頭数が減ること、殺処分頭数を減らせられるのではないかという事で、昨年度の1,489頭から、12月末で768頭なので、40%減を目指して、600頭程です。

次に37ページです。前回の議事録にもありました内訳等、細かくわかった方が今後の目標等も作りやすいという事で、細かい情報を載せています。一番左上に、12月末現在、犬の収容内訳の「捕獲」の欄について、子犬の頭数が非常に多く、なかなか減っていないという問題点があります。これは野犬への餌やりが続いてしまっている事が背景かと考えています。あと、右側の飼い主不明の引き取りは、245頭で、ここの動物自体はおそらくただの迷子というのが考えられます。この飼い主不明の引き取りから返還になった数は32%で結構多いんですが、先ほどの捕獲の頭数からの返還というのが7.5%、非常に少ないというのがデータとして出ました。

38ページを見ていただくと、こちらは猫の収容頭数と処分状況の内訳になります。猫はやはり飼い主への返還が非常に少ないという事が問題点としてあります。また、殺処分ゼロが達成できている自治体の多くは自活可能な飼い主不明の猫の処分目的の引き取りを肅正しています。徳島県では、動物愛護管理センターに飼い主不明らしき猫を連れていきたいという希望等の電話があった際、里親探しもそうですけれど、色々相談、お話しして、ただ殺すだけに頼って猫を減らしていくというのは根本的な解決にならないという事ご説明しています。

譲渡ボランティアさん等に、非常に多く引き出していただいておりますが、ボランティアさんの方で飼育の崩壊が起きないようにという点も、県として考えていかないといけないところではあります。

返還率の向上というところでは犬も猫もマイクロチップの装着というのは非常に有効なのかなと考えています。少し戻って32ページの「e-モニターアンケート」問8に「マイクロチップを装着できることを知っていますか?」とあり、回答にあまり知らなかったり全く知らなかったりという方々が8

割以上いらっしゃいます。なのでまずマイクロチップの利点等を啓発していくことが必要なのかなという現状です。

次に問9、「あなたの周りの犬や猫について困っていることは？」の回答として、糞の放置や放し飼い、猫の繁殖等で、基本的には飼い主さんのモラル等に関する点で困っているというアンケート結果が出ました。さらに問10「動物愛護管理行政に要望することは？」で飼い主モラル向上を希望する声が非常に多かったため、我々としては啓発・指導等を徹底していこうと思っております。

次に39ページ以降、我々がどんな業務をしているのかという細かいものになります。各保健所さんからも数字をいただき、県内全部のところの集計の記載です。まず「犬の危害の防止に関する指導取締状況」で、立入り調査の欄のうち、13条に関しては結構数字が出てきています。13条は係留に関して問題があったため立ち入りしている数です。16条2項は少ないですが咬傷事故等があった場合の立入りの件数があります。次の40ページ、動物愛護管理センター管内の苦情処理の状況です。メインは電話相談等があった場合、単純に人口が多い市町村等は数が多くなってしまおうと思いますが、こんな傾向があるというところをご覧いただければと思います。次のページには、各保健所さんの方から同じように電話等で実際どんな対応をしたか等、記載があります。42ページにいきますと、こちらは所有者がはっきりしている動物の引取り相談等の数が記されています。これは飼い主さんが高齢で飼えなくなったとか、引っ越し先で飼えないとか、そういった相談の件数です。

内訳の第1号・第2号・第3号というのは、下の方に書いてあるのでご覧いただければと思います。その中で犬の老齢とかそういう理由もあるのですけれども、飼い主さん自身が高齢でという場合も非常に多いです。議題（1）については、以上になります。

（議長） 只今、事務局から非常にたくさんの内容なんですけど説明がございました。質問等、ございますか？一番最初に説明していただいたのが資料144ページですが、主要施策の主要事業実施行程表、これは行動計画から引っ張り出してきたものです。29ページ、実は県の行動計画で色んな主要な施策、数値目標を挙げたものがございます。その中で動物愛護管理に係る頭数について目標数値を挙げていますので、目標数値がちょっと厳しいということで、今年度も3月末まで推計すると1,000頭ぐらいになるんですね？1,000頭ギリギリという非常に厳しい状況でありながらも、実は昨年が1,400を超えていたところが1,000頭となった。そういうように業務が進んでいて、更に進捗が必要な状況でございます。何かご質問がなければ、次に進みます。

議題（2）について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局） 続きまして議題（2）「平成28年度動物愛護管理事業実施状況」につきまして、毎年、基本的には同じような流れで、愛護管理事業について実施させていただいております。今年に関して特徴的なところは、防災関係の展示や同行避難など、各市町村さんが実施していただいている同行避

難の中に、我々も参加というか一緒に行かせていただいたりという形で、何件かあります。この内、7月23日の「ゆうあいフェスティバル」は三好の方で防災関連の展示を実施しました。9月27日、10月16日・30日、11月6日、11月20日などは各市町村や地域の自治体とペット同行避難などの防災訓練を実施しました。

今後の予定としましては、3月4日と3月20日、災害救助犬とセラピー犬の認定審査会があります。また、3月11日、皆様にチラシを配らせていただきましたが、「動物愛護セミナー2017」を開催予定です。さらに22日、動物由来感染症の検討会等、予定しております。以上になります。

(議長) 只今、事務局から説明がありましたが、ご質問等ございますか。

(委員) ペット同行避難の防災訓練が凄く増えているようなんですけども、来年度につながっていくような感じでしたか。また、増えていきそうな感じですか。様子はどうでしたか。

(事務局) 各市町村さんとのペット同行避難の実施状況について、まず最初は平成24年です。徳島市の津田・新浜地区、以前から防災意識の非常に高い地域で、その地元の動物愛護推進員さんもいらして、当初徳島県からお願いに近い形で、同行避難的なものがないかというように、各市町村さんに通常の市民・住民さんで実施している防災訓練の一部で同行避難を加えてくださいという働きかけをしていました。

その後、徳島市さんとの同行避難を重ねまして、去年・今年、逆に市町村さんから、お願いではなくて「今度の防災訓練についてペットの同行避難をやりたい」というようなところで、依頼・相談があり、県が参加させていただくような形でした。実際のところは、実施そのものは日程や計画の段階で止まってしまったような他の市町村さんもございましたので、来年度においても他の市町村からの同行避難についてのお問い合わせや依頼の数はずいぶん増えていくかと思われま

(議長) 我々、愛護センターも含めて私の課も危機管理部です。部内にゼロ作戦課がありますので、防災関係、連携して今後ともしっかりと啓発してまいりたいと考えております。

他に何か、ないようでしたら続いてまいります。議題(3)について説明をお願いします。

(事務局) 議題(3)「平成28年度新規事業の進捗状況と29年度の事業について」、29年度新規事業については50ページに、プレスさんに出している資料を載せています。まずはじめに「災害救助犬、セラピー犬等育成プロジェクト」から説明します。

災害救助犬等育成事業の進捗状況ですが、27年度末に2頭を災害救助犬の候補犬として認定をしております。28年度末、上記2頭の災害救助犬の認定審査会を3月4日、明後日に開催する予定です。

なお、この災害救助犬の訓練、認定にあたり、各機関さんの災害救助犬の試験等を参考にさせていただきながら、ノイマンドッグスクールの先生のご意見をいただいて審査の要項等を作っています。

ただ、まだこの候補犬たちは、色んな外的要因に左右されるところがあり、犬たちの集中力を維持するために、今回の審査会はプレスさんにお入りいただかない非公開の形での開催で進めさせていただいておりますので、ご了承いただければと思います。

現在、28年度の段階で災害救助犬の資質は持っていて、資質判定に合格している犬が2頭います。この2頭については、飼い主になり一緒に訓練に行っていただける方を探している状況です。下の課題にも書いてありますが、やはり犬の選定が困難です。資質のある犬自体が少ないということだけでなく、ある年月までは人への反応や様々な取り組みに対しても積極的だったとしても、ある時期から少し性格が変化するということがございまして、犬の選定がなかなか難しいという課題があります。さらに、ハンドラー、飼い主さんになっていただける方というのが難しい状況がございます。対策として、ペット関連の学校でトレーナーさんを目指している方へのお呼びかけや、市町村の防災担当を通じて消防団員等への周知、呼びかけにご協力をいただいております。あと、災害救助犬と申しますと、かなりレベルの高い犬という印象が報道等を見ていると感ずるところかとは思っています。まずは災害救助犬に興味を持っていただけるような形で対策を作っているところです。訓練の仕方としては、色んな訓練を組み合わせながら、犬に災害時の救助の訓練というものを教えていくという流れで、興味を持っていただけるデモンストレーションができる犬をセンター犬として用意している状況です。あと、もう一つの課題として、災害救助犬認定後の継続の訓練が非常に必要となってまいります。救助活動の訓練のためには経験と継続の訓練が欠かせないという中で、やはり飼い主様も仕事のある中、訓練を続けているという事があります。このプロジェクト自体が一応この1年半の訓練の中で災害救助犬の認定という流れを作っていますから、この部分について今後検討が必要かと考えております。

次に、セラピー犬等の育成事業についてご説明いたします。平成27年度、6頭認定をしております。更に28年度、4月から9月末までで7頭、10月から3月末までの訓練で15頭、現在訓練をしていて、認定審査会は3月20日を予定しております。29年度は30頭以上の認定を目指し、36頭分の予算措置をいただいております。こちらも課題として、犬の選定の難しさがあるので、収容犬特有の性格の変化を考慮し、譲渡済みの犬で性格の安定度を見てから飼い主さんにセラピー犬の育成事業の説明をして、訓練参加を促すようにしたところ、28年度の後期はスムーズに訓練に入っていただける方がたくさんおりましたので、今後もこのように進めていきたいと考えています。2つ目の課題として、飼い主さんのモチベーションの維持とあります。どの飼い主さんもワンちゃんを凄く可愛がってくださっているので「うちの子、どのくらいできているのかしら？」というのは、凄く気になるので、説明会等で訓練所の先生方のご意見をいただきながらステップアップしていくような訓練内容で説明し「うちの子がどんどん色んなことを身につけているんだわ」というのが分かっていたらいいかなと思います。あと、やはりセラピー犬と申しますと治療というイメージで「効果を上げなきゃいけないのかな

あ」と少し緊張されたり、プレッシャーを感じると飼い主さんからも言っていたことがありました。そのため、親しみやすい名前として、我々の目的が主にふれあい活動と一緒にさせていただく事から「ふれあい活動犬」として飼い主さんへのプレッシャーを軽減する方向性にしております。3番目の課題として訓練参加方法ですが、当初訓練所に3ヶ月の間で8回通ってくださいとお願いしていましたが、センターにも3組程度までですが訓練所の先生に来ていただく方法を取っております。今後、色んな訓練参加方法も模索しながらセラピー犬の育成に努めていきたいと思っております。

災害救助犬とセラピー犬等の育成プロジェクトについては、以上になります。

(議長) 只今の災害救助犬とセラピー犬の事業について、ご質問等ございましたら。

(委員) セラピー犬の活躍の場というのはいまもうあって、実際に活躍しているんですか？

(事務局) はい。社会福祉協議会さんに協力要請をしたところ、色んな事業所さんの方にお声掛けいただきまして、今まで声が掛かっていなかったようなところからも、「1回来ただいただけませんか」という風にお声掛けいただいています。今年のおふれあい訪問活動が前年度に比べて、以前行っていなかった所が5ヶ所増え9回行っていただいているという状況です。今後も社会福祉協議会さんにご協力をお願いしていこうと思っております。

(委員) これまで、老健施設やお年寄りのふれあいをお願いしたいという声掛けをもらったことがあるんですが、その時に「もしも何かあった時には、どなたの責任なんでしょう」と聞かれたこともあったんです。今後、このような問い合わせがあった施設へは愛護センターさんを紹介してもよろしいんですか。

(事務局) そうですね、ふれあい活動の目的としては動物を触っていただくことによって利用者さんの方に和んでいただき、日々の活力の1つになってもらえればということなので。もちろんセラピー犬に認定している子たちが誰かに危害を加えるということはないようにはしているんですけども、ということでご説明して頂き、紹介して頂ければと思います。ありがとうございます。

(委員) 2つほど、災害救助犬について28年度で認定2頭ということですけど、認定は徳島県ですか。なぜ公開ができない認定会なんですか。

それと、セラピー犬の育成で、先ほど説明していただきましたが29ページの方に、平成30年に100頭、29年度に30頭ということで、これは70頭だったんですね。計画が是正されるのであれば、こちらの方も是正して、予算額が36頭しかない。だから、委員さん出席されていますが、表向き「こんなこ

とをやっていますよ」と言っても、結局、実際数としてはぜんぜん伸びていないというのが実情ですよ。ね。認定会をやっていますと言っても、実際の頭数は殆ど伸びていない。今の現状では平成30年に100頭というのはとても無理だと思います。厳しいところを頑張っていられちゃうと思いますけれども、そこをきちんとできないものか。実行する自治体としても色々大変なところもあると思いますが、皆様のご意見も聞きながら、ふれあい活動の場に持っていけるようなきちんとした犬を育成する。認定も徳島県だけの認定、徳島県だけ行けますよという災害救助犬ではなくて、どこに行っても災害救助犬として活動してほしい。それをなぜ非公開にしなければいけないのか、認定は誰がするのか、2つの点をお聞きしたいと思います。

(事務局)

まず、災害救助犬の認定審査会の非公開という部分についてのご質問、ありがとうございます。認定にあたっての審査の内容等については非公開ということではございません。ただ、審査の試験をする時に、その試験にあたる候補犬のコンディションの方が、ちょっと色々な外的要因にまだ左右される部分がございます、例えば報道の方たちのカメラであるとか、色々な動きであるとか、人の数が多くなっていくということに対して、まだ犬が集中しきれないような場面もあつたりというところがありまして、あくまで犬の集中力に配慮しての非公開ということで、隠したいということではないとご理解をいただけたらと思うのですが、いかがですか。

(委員) 災害救助犬は人前に行って活動をするが、そんなのでビビっているようじゃ審査会を開いて認定するまでにいかないのではないかという疑問もありますね。獣医師サイドから言うと、認定するしっかりした犬を作らなければいけない。先ほども言いましたけど、徳島県だけで通る認定候補犬ではダメなんですね。徳島から出した犬がきちんとしたところで活動をしなければいけない。そのためきちんとした認定をしていただきたいから、非公開はどうしてか?という質問をさせていただいた。今のように「プレスが来ます、人が大勢いたら試験がダメです」とか、人前に出て行って活動する犬が、人がいてできないのであれば認定犬に値しない。認定を甘く見ないで、きちんとした認定をして、きちんとした犬を仕上げていただく。そのためには私どもとしても努力はするし、お手伝いもさせていただく。だから、非公開がどうこう言っている訳ではなく、人前で活動する犬が「人がいたらちょっとその犬が普段の力が発揮できないんですけど」と言われるのであれば、その犬はまだ訓練が足りないと思うんですよね。そこところは、訓練をやっている方としては大変なのは分かりますけれども、こういう形で委員会を開いて資料を出して、この資料は全県下の目に触れる訳ですね。中途半端なことを書いて出すのなら、最初から書かない方が良いでしょう。きつい言い方かもしれませんが、そういうものを認定するのであれば、本当にどこに出しても良いようなものを作っていただくための認定に頑張ってください、そのために私どもが力を貸すべきところがあれば貸しますよということで、

非公開をどうこうというのではなく、人前に出してダメな犬というのはちょっと私としてはどうかなという気がするんですけどね。

(委員) 私の方もプレスの方にお話ししたんです。こういうことを知ってもらって興味を持ってもらったら良いと思って。たぶん問い合わせがあったかと思います。そういう風に「ちょっと非公開で」と断られましたと私は連絡を受けて、私も先生と同じように思いました。当日はヘリコプターの音や凄惨な条件があるのに、今の段階でちょっとしたプレスが動いたりするというのでダメなものはダメなんじゃないだろうかと、凄く心配なんですけれども、大丈夫なんでしょうか。

(議長) これについて、委員、プロの立場として、専門のお立場としては？

(委員) 見せるのは結構だと思いますよ、別に非公開でなくても。公開でも良いと思います。それから、その部分で認定する・しないという部分はまた別です。それは継続訓練です。災害救助犬、全国で181頭、現役でいます。この犬達は世界にも行っていますけど、地元の今のNPO法人で災害救助犬を持っているというのは“自称”みたいなものが多いんですね。自分のところのNPOだけでされて、何かあったら向こうに行って、行った時点でホームページに載せて、「私たち行っています」ということがあって。結局、徳島県で始めたのも、おそらく2年前の広島の大規模な土石流の時の夢之丞（ゆめのすけ）がきっかけですよ。あの犬自体も実際は気が弱くて探せないんです。たまたま他にもう1頭ゴールデンで優秀な犬がいました。それが見つけたというか、死体ですけどね。それでああいう風な形になって、この事業を始めたと思うんです。実質、災害救助犬を、捨て犬とかで私もやってみて、途中で性格が変わるとか、人見知りをするというのは初めてなんです。今までやっていた犬というのは小さい時に見た感覚ですれば、性格的に良いですよ。今回、日本犬が入っているとかで、人見知りとか色々な部分が出てくるというのも、訓練生活で初めてなぐらいです。元々そういうこと自体したことがないものですから。だから、不安があるとは思いますが。ただ私は公開されても良いと思います。それで4名ぐらい試験官がいると思いますけど、それで行うという形ですよ。ハンドラーの方も一生懸命練習はされていますのでね。試験ですのでね、当日はやってみないと分からないですけど。ただ、徳島はこれで合格したからといって全国まで、他に行けるような犬ではないと思います。

災害救助犬でも、広島の時がそうですが、一通り終わった後、捜索を止めるというか、家族の人にしてみると諦められないんですよ。それで災害救助犬と一緒に、探す。間違いなく見つからないんですが、それでも何か安心感というか、災害救助犬も最近はそのようなのを求められています。ただ、被災したから見つけるという、特に土石流なんかは99%ぐらいは下に埋まってしまうので見つかりにくいんですよ。それでも災害救助は出ているんですよ。それで救助隊は1週間とかで帰りますが、その家族としては埋まっていると分かっている、見つからないと分かっているでも一緒に最後まで探し

てくれるというので安心感というか、後ろめたさというんですかね、止める・止めないとか、その本人にしか分からないのですが、それような意味で最近では災害救助犬が求められています。茨城で台風がありましたよね。あそこも今だにまだ災害救助犬で探している人がいます。それは、その犬自体が優秀とか云々ではなく、そういう効果があるみたいですね。

だから、そういうものも求めていかないと、事業を継続させるというのはなかなか、今回認定された犬が他の所に派遣されるとか、そういう部分はおそらくないと思いますね。他の所にも優秀な犬がいますからね。だから徳島で起こった場合ですよ、台風とか毎年ありますよね。そこで少しでも活躍できるとか、そういう部分が求められていると思います。

(議長) ありがとうございます。この点について、認定審査会の審査内容、どういう部分で審査するのか、審査基準ですね。それと同時に、公開についてどう考えるのか。

(委員) 災害救助犬の育成プロジェクトなんですけど、これは27年に立ち上げていますね。そもそも災害救助犬を作ろうと思ったのは、徳島県の殺処分の頭数をどうにか減らそうということで、収容される動物たちにもっと県民の目を向けさせようということなんです。実際2年目に入ってますけど、どうでしょうかね。市民の目は向いていますでしょうか。例えば認定されたら向くという頭でいるのでしょうか。これが私ちょっと不思議なんですけどね。

(議長) これは実は、ふるさと納税の事業に入っているんです。その中で確かに一定の成果を上げているのは確かですね。

(委員) ただ、ふるさと納税でこちらに費用を使うのであれば、もっと直接、例えば子猫がたくさん収容されているから、そちらの方の手術代に持っていくとか。実際、殺処分をどうにか減らす、なくすという事で動いているんですから、何年も先を見るのも大事ですけど、今すぐできることの方を重視してやった方が良くはないかと思うんですよね。私は、災害救助犬なんかは要らないと思います。セラピードッグも100頭も要らないです。もっとハードな方、子猫の手術をするとか、そちらの方にもっと注目をして、いかに収容頭数を減らせるかの方を考えていけば、もう少し早くなくしていけるのではないかというのを正直いつも考えています。災害救助犬など、県の方で立ち上げてというのをやっているけど、何かまどろっこしい、ゆっくりなことをやっているなというのがあります。そんなことをしている間にも、やはり猫というのはすぐに子猫を外で産んだりしますから。実際、何年後にこれだけに減らしていくと言っていますが、実際の何というか大まかな頭数、今徳島県に野良猫はたぶんこの辺にはこれぐらいいるだろうなというようなおおよその個体数というのは、だいたい把握されているのでしょうか。ですから、これだけの頭数に対してこれだけの避妊手術が必要で、年

々やっっていけばおそらくこれだけ減っていくだろうというような計画的に。確かに今減ってきています。でも「今年度はこれだけ減りました」、「ああこんな効果があったのかな」というような感じの結果論だけで話しているような気がするんですよね。その辺はどうなのかなと思います。

(議長) その辺りは、今災害救助犬の話をしていきますから、後でちょっと。

(委員) すいません、途中で逸れてしまいましたけど、災害救助犬については、そんなに親身にならなくても、もう始めてしまったのは後戻りできないかも分からないのですが、セラピーに移行していたりするので、そんなに注目度がなければもういいんじゃないかなと思うんですけどね、ふるさと納税を使ったり、ある程度やり切らないといけないところはあるのかも分かりませんがね。以上です。

(事務局) 審査会、災害救助犬そのものの育成について、また協議を重ねていきたいと思います。審査会自体の公表・非公表のみならず、制度そのものの根本的なところについて、今皆様の方から色んなご意見をいただきましたので。

(議長) 審査会自身は、一定の民間団体のルールに則ってされるということですね。基本的に、きちんとしたルールの下に一定の人数、有識者の下できちんとした審査をするということですね。それで認定者については県ということで、それと公開か非公開かということについては今後検討されるということでもよろしいですか？ちょっと宿題をいただきましたから、ここで決断はできないということですね。

(委員) 試験の公開・非公開で、どちらの気持ちも凄く分かるなと思います。ワンちゃんのコンディションというか、普段と違うことに凄く敏感な子が、譲渡犬の場合は多いと思いますので、技術だけを見るのであれば場所は非公開でも良いと思うんです。舞台度胸みたいなものはまた別で鍛えて見せてあげればいいじゃないですかと思うので、今回は技術だけ見るから非公開ということでも私は良いかなと思います。

(議長) はい、ありがとうございます。この点については検討するというでもよろしいでしょうかね。続いて、次のセラピー犬100頭の計画について。これは累計ですね。だから要は6+22+30ということで、将来的には100頭を目指す。

(委員) 現時点では13頭しかない訳じゃないですか。

(議長) 13頭と、後期で15頭できるんですね。

(委員) できるというか、安易にできるのではなくて、これは試験した結果、15頭通ったかどうかという話で、だから今現在13頭、平成30年目標が100頭ですよ。もうあと1ヶ月すれば、平成29年度に入ります。そういう中で今年度は30頭以上を目指すということですが、来年60なり70なりはできるのか。15頭できますと言っても、それは試験を受けるのが15頭で、試験を受けても受かるかどうか分からない。そのところを動物愛護管理センターさんとしてはどういう風に数値的な文言を掲げてやっていっているのか。できないならできないなりに、どういう風にやった結果としてなのか、これだけを出すと委員の皆さんも「ああそうなんだな、頑張っているんだな」と思うでしょうけど、実際は結果が残っていない訳ですから。

(事務局) 認定審査会を受けていただくにあたっては、先ほど説明のところでも申し上げたように、その犬に身に付けてもらいたいことというものは付けていただいた段階で審査会を受けていただくという流れにさせていただいているというところがまず1点。ですので審査会を受けるという段階ではセラピー犬の認定がもしできた場合には十分活動ができるという状況にあるという中で、ちょっと先走っている部分もあるのですが15頭を見込ませていただいているという書き方をさせていただいています。ただ、土橋先生が仰るとおり15頭についてはまだ受けてみないと分からないので、まだ今後どうなるかは数がまた減ってくるということも十分ございます。ただ見込みとして数をどのぐらい育成できるかの目安は我々も付けていかざるを得ないという状況もございます。その中で28年度については22頭、20頭前後は育成につながる場所を見込んで6頭と20頭で、足すと26頭ですね。それで、29年度の末で70頭という目標ではあるのですが、いきなり70頭に行くまでの44頭を育成しますというのも、それこそちょっと無理があるので、36頭分の予算措置というのは犬の訓練期間を3ヶ月とした場合に、譲渡されていく動物たちがだいたい3ヶ月から4ヶ月ぐらいの子なので、6ヶ月から訓練が開始できるというところから逆算して、貰われていく子の中で36頭程度を見込めるのではないかとというところから、予算の方はお願いしたという経緯がございます。先生が仰る実数として、できていく分についてはまた今後、中身を含めてセラピー犬として本当に活動できる実力のある子たち、災害救助犬もそうなんです、実際に実力のある子たちを作っていくというところも含めて進めていきたいという風に考えています。

(委員) ここでこうやって大手を振って書いてしまったからには、それだけのことを残さない。単に審議会を開いても、数だけ書けば良いみたいになってしまうじゃないですか。これを出すのであれば、それなりの根拠があって、ビシツとした行動でこれからやっていきますと、それぐらい強い意

志を持っていかないと、ただこの会で数だけ出してチャンチャンで終わってしまう。それでは絶対にダメです。それだったら先ほども言いましたけど、最初からやらなければいいじゃないですか。予算を使うのに、違う方に使えというような意見が出てきてしまうというのは、しっかりしていないから意見が出てくるんですね。しっかりした事業をしていたら、別に横槍を入れられることもないです。27年から4ヶ年計画で100頭、それは本当に行政サイドからももう1回ちょっと考えていかないと。

(議長) 現場でされている方にとってはその予算を、委員さんがやっているような即効的なところに使ってほしいという気持ちも分かります。この頭数に対しての実行可能かどうかというのは、我々もクエスチョンの部分はあるのですが前向きにやっていきたい。両手を挙げるというのはいつでもできることなので、これは前向きに進ませてくださいとしか言い様がないので、努力していきます。ご理解をいただきたいと思います。あと1点が、行動計画で平成29年度、70頭となっています。災害救助犬とセラピー犬、現在でいけば計画の29年30頭以上を目指すということで60頭前後になるということです。そもそも100頭というのはなかなか難しい状況でございましたが、概ね達成見込みであるというのは事実でございます。ですから、行動計画はやはり下方修正がございます。そういうところで全体の意味ですね。セラピー犬と災害救助犬の意味も十分考慮していただいて、下方修正になるかも分からないですけど、応援をしていただきたいと思います。

(委員) これは、最終的になぜ100頭なんですかね。

(議長) 当時、やはり100頭を目指そうということで、それと同時に課題があるんです。今収容犬が非常に減っていますよ。その中で資質のある子を選ばなくてはいけないものですから、全体数、パイが小さくなった中でセラピー犬とか災害救助犬を探していかなければならないという、非常に難しい方向に行っているのも確かなんです。そういうところである程度、目標達成に向けて県としても努力いたしますので、理解をしていただきたいと思います。

(委員) ちょっと素朴にこの100頭を達成できた時に、今度何がどういう風に展開されるのか。

(議長) あと意味合いとすれば、頭数が多いほど結論はその助けられる命を助けたということになりますから、要するに100頭分助けたということになりますから、県としてもどうしても頭数は向上きに書いてしまったという部分もございます。

(委員) どこかに発表されたかもしれないんですけど、災害救助犬とセラピー犬に対して、どのぐらいの予算とか、どのぐらいを考えているのか、ちょっと私、把握できていないので教えていただ

きたいのですけれども。

(事務局) 50ページをお開きいただければと思うのですが、こちらの方、各4ブロックに分かれているのですが、左の上の方、「災害救助犬等育成プロジェクト推進事業」として括弧の中にあるのが783万円という予算を付けていただいている状況でございます。また他の事業についても、例えば「市町村適正推進モデル支援事業」、後で説明させていただくのですが、そちらについては410万円、「譲渡交流拠点施設整備事業」については1億1千万円、「ペットに優しいまちづくり推進事業」については135万円という予算です。

(委員) 今、その中の範囲で動いている訳なんですね。分かりました。ありがとうございます。

(議長) 時間の関係もございますので、ちょっと先に進みたいと思います。よろしいですか。

(事務局) 続きまして、45ページの「徳島県動物愛護管理適正化地域活性化推進補助金のTNRへの活用」について、説明をさせていただきます。当初、飼い主がいない猫の不妊去勢手術について、7,500円で話し合いさせていただいていたのですが、最終的に、51ページの「市町村適正化推進モデル支援事業(案)」となっています。モデル事業というのは、まずベースとして左側にある飼い主がいる犬・猫の不妊去勢手術として、「市町村交付金」という事業により県が2分の1補助をすることになっています。これを市町村で使っていただいている状態です。28年度には、この飼い主がいる犬・猫の不妊去勢手術を24市町村が活用いただいているところです。そこで、28年度事業の中身に、飼い主がいない猫の不妊去勢手術の項目を設けさせていただいて、県と市町村で2,500円ずつ負担し、ボランティアによるTNRを積極的に支援していこうという項目を作ってきた流れがあります。

飼い主がいる犬・猫については、市町村で申請者の住居や犬の登録等を確認して、獣医師会や市町村がその申請者の方に通知し、通知を持参した飼い主さんには病院で5,000円、手術費用を引いていただきます。この5,000円については獣医師会さんが取りまとめをされて市町村に実績を報告し、市町村から獣医師会へ支払いをして、獣医師会さんから動物病院さんの方に5,000円×頭数分の支払いがされるという流れでした。

新たに飼い主がいない猫の不妊去勢手術を加えていただくにあたり、こちらは全く流れが変わってきます。51ページの右側の方に黒く反転しているところで書いてありますが、住民の方は市町村の担当に申請をいただきます。(様式1)と書いてあるものについては、53・54ページに書いてあります。こういった統一様式を市町村さんにはお示しさせていただいています。市町村で、申請者の住居等の確認が終わりましたら、市町村さんから56ページのような助成金の決定通知書を出していただくようにしてはと提案します。「認定通知書」も県の統一様式とさせていただいて、この通知を持って病院

で避妊去勢手術を受けていただく。獣医師会の先生方におかれましては、この通知書を持って来た方については、病院の先生方にはちょっと一手間になりますが、耳にVカット、メスでしたら左、オスでしたら右にしてください。申請者は53・54ページのところの「誓約事項」、必ずVカットをすることに同意していますということで申請を受けていますので、ご協力をお願いします。通知を持参した飼い主がいない猫の申請者は、病院では避妊去勢手術代全額、支払っていただきます。申請者は、病院の先生に手術が終わったという意味で署名をもらった通知と、領収書を市町村にまた持参していただいて、5,000円を市町村さんから支払っていただくという風な流れで、ようやくちょっと進めさせていただいております。

28年度の実績としては、飼い主がいない猫の避妊去勢手術の交付金は1頭も出ていないのですが、29年度は徳島市さんもこの飼い主がいない猫の避妊去勢手術の市町村交付金の活用をしたいとお申し出をいただいております。28年度にお申し出いただいていた鳴門市さんも、市町村の窓口で5,000円を支払うとか、色んな細かい事務的などころが上手くいけば活用していきたいです、と申し出いただいているところです。

この市町村TNRの活用の部分について、ご意見等、たくさんお有りだと思うのですが、よろしくをお願いします。

(議長) 只今の説明に対して、ご質問等ございましたら。

(委員) これは、なぜ流れが違うんですかね。お金が出るところは一緒でしょう。流れを分ける必要があるんですか？

(議長) 獣医師会を経由しているか、経由していないか。

(委員) Vカットの飼い主がいない猫について、お金が返ってくるというのは分かるんですけど、やはり1回に2匹、3匹、4匹とする方が多いんです。そうなった時に、いきなり取りあえず全額払ってからというのは、やはりボランティアでされている方ばかりなので難しい。

私が考えるのは、やはり野良猫は避妊去勢が必要ということで、別に特別な気持ちではなくて、何か猫がいたら「避妊しないといけないな、持って行かなければいけないな」というような考えを県民の皆さんに浸透させたいなという思いがあります。今は、何かあればボランティアさんに電話をすれば良いとか、そういった考えです。やはりいきなり同じ金額だけ要となってしまうと、浸透具合がどうなのかなという疑問はありますね。だから、同じ5,000円の差額を貰える事でも、飼い主さんが「葉書を出したら5,000円引いてくれる」という場合と、取りあえず獣医師さんに全額払うから「1回に2匹も3匹も連れて行けないな」となる場合と、違うと思います。またそれで子猫が産まれてし

まいそうな気もします。取りあえず、スピードと頭数をいかに多くするか。

スピードを速くして、頭数をいかに避妊手術するかというのがTNRでは大事だと思うんです。遅くなってしまうのではないかなと思うんです。書類自体が手続きとかで遅くなりそうな気がしますけど、もう少しスピードアップ、ハイボリュームできる方法はないですかね。

(委員) 県立で避妊去勢センターみたいなものを作って、獣医師会さんの手を患わせないようにすることはできないでしょうか。獣医師会さんをお願いしなくてはいけないから、たくさん書類を書いて色々しなくてはいけない。だけど本当に殺処分を少なくさせようと思えば、県立でそういう施設を作っ
て…。

(委員) 別に獣医師会が入ったから書類が増えてというのではないですよ。獣医師会を代表して来ているので言いますが、私ども獣医師会が入るが為に書類が多くなるとかいうのは逆です。今回の方が手間が大変じゃないですか。獣医師会が入っているから手間がかかるのではなくて、今回の新しい方の申請が2ヵ所確認もいきますと、やはりそちらの方が煩雑じゃないですかね。先ほどのお話でも自治体さんは、獣医師会が入っている今までどおりの方が事務的な部分に関しては楽なように思いますけどね。今言われるように、どこか1ヶ所で手術をするとか、そういうのも1つの案でしょうし、なかなか組織を立ててするとなると、かなり大変なことになってくると思いますね。

不妊去勢手術自体が、今、委員も言われましたけど、確かにスピードというか、2～3ヶ月待っていたら産んでいましたとか、単純計算で半分がメスだったら、またその子は生後6ヶ月で妊娠して、2ヶ月後にまた同じように、年3回ぐらいの出産というのは当然可能ですからね。それは皆さんもこういう活動をされている方はご存知の通り、待てば待つだけ増えていく。

県の方が本当に頑張って事業をやっていただいたおかげで、野良犬というのは少なくなってきました。猫は、これからあと10年やれば、さあどうかな？というぐらいの今、中間点にあると思います。委員が言う「次々産まれるから速く」というのも確かに分かるような気がします。

(委員) この葉書とかに、飼い主が「いない・いる」というチェックだけでというのはどうなんですか、それはダメですかね。

(議長) 一言で言えばね、県の事業がかんではいますから、なかなか書類関係は難しいとは思いますが、その辺りも簡便になるように努力するべきであるし、再度この辺りも検討を重ねていきたいと思えます。あとこの辺り、専門家として是非ともご助言をいただきたいと思えます。

(委員) 金額がね、飼い主がいると5,000円でしょう。飼い主がいないと、今、委員が言ったよう

に、1ヶ所で最低でも5～6頭いるんですよ。そうなると5,000円ぐらい引いてもしれているじゃないですか。なぜこれを飼い主がいる猫と飼い主がいない猫とが同じ差額なのか、意味が分かりません。

(委員) 前日も言ったんですけど、やはり県外のTNRのクリニックさんがされているところは実際の話、安くしているんですよ。どういった技術でというのは、前回の議事録にもありましたが、リスクが大きいということはあると思うのですが、ただそのリスクを気にして遅くなって、子猫が産まれました、さあどこへ行くかというところガス室ですよ。今は子猫は注射で安楽死という処置が取られていますけど。だからそちらのリスクを考えてセンターでの安楽死を優先するのが。どんな手術でも多少はリスクがあると思います。だからそのリスクを承知で、どうにか安いコストで早くできる技術をどうにか徳島県にも持ち込んでいただけたらというのが正直な考えです。

(委員) 私は、外猫だからこそ、きちんとした技術でやってもらいたいというのがあります。飼い猫というのは、もし何かあれば緊急で持って行けるじゃないですか、「あっ、おかしいな？」となれば。だけど外の子というのは1回捕まえたら二度と無理なんですよ、どうにかしてやりたいと思っても。それだったら…。

(委員) 私が言いたいのは、手術する過程ですよ。例えば手術をして、ほどけそうな縫合でそれを放すということは、まずないと思いますよね。だから今までそんな、私もTNRで2～3日後にお腹が開いて死んでいたというような猫はまず聞いたことがないので。手術が終われば、そんなに問題は無いと思います。

(委員) 放した以上、やはり家猫とは違うから、きちんと休めないんですよ。だからきちんとしたところに連れて行きたいと、外猫の場合は特に思うんです。それと金額がなぜ同じなのかということですね。

(議長) 金額については大変申し訳ないんですけど、限られた予算の中で。

(委員) それは分かっていますけどね。

(議長) あと一方で、先ほども言われたようにふるさと納税の部分。基本的にふるさと納税自身、目的がしっかりしたもの、例えば災害救助犬を育成するとか、そういうところで作成されていますから、メニューが限られてしまったんです。そういう中で、先ほど委員さんが言いましたように、ある

程度メニューを広げる方法を今後検討してみます。今年度、実は検討したんですけど、厳しかったのが実情でございます。

そういうところで突っぱねられたということ、あと時間がなかったということがございます。それも含めて我々安全衛生課の方で、このふるさと納税の在り方も含めて、要は動物愛護に関わる災害救助犬の部分が、枠が広がるかどうかを含めて再度検討します。例えばそういうところでこの事業の広がりも、もしかすると可能になりますから、十分この辺も我々としても検討させていただきます。

時間の都合もございまして、次に進んでいきたいと思っております。

(委員) 時間が無いけど、結局ね、私たちがしていることは徳島県を良くしたいと思ってやっている訳なんです。環境も良くしたいと思って、嫌いな人のためにもしたいという風になっているから、ただ愛護とかそれだけでしている訳ではないから、予算の部分もそういう意味で取ってもらいたいなと思います。本当に、外の子は要らないんですよ、申し訳ないけど。本当に悲惨な目にも凄く遭っているんで、本当にゼロにしてもらいたいんです。

(議長) 管理の部分を言われていましたよね。この辺りも十分検討しながらということで、直接的に県が実施すれば基本的には金額が非常に安くなりますから、その辺も含めて十分検討していきたいと思っております。まずは一步一步の段階で、例えば次年度これでどうなるか、極端に変わるかというのはなかなか難しいものです。毎年度・毎年度、協議をしながら前へ進んでいきたいと考えております。

(事務局) 議事の方が遅くなっているんで、46ページ、「譲渡交流拠点施設整備事業」について説明させていただきます。施設規模等については前回お話ししているものと変わっておりません。収容施設、観察室、トリミング室、マッチングスペース等を含む2階建てになります。外観図だけにはなるのですが、57ページの方に載せております。既存の施設から見て、下の段の駐車場に作る予定です。収容能力としては、譲渡候補動物100頭が収容できるように設計の方を進めています。「飼い主を探す会」以外での譲渡もかなり多くなっていますので、譲渡ボランティアさんの協力も合わせて年間600頭の譲渡が可能にできればと計画を進めています。スケジュールの方は平成27年度計画・調査、28年度現在は設計がほぼ終わっております。29年度建設工事で、29年度中には供用開始を目指していきたいという流れで進めております。

引き続きまして、「ペットに優しいまちづくり推進事業」のお話をさせていただきます。ペットを迷子にしないための事業として、環境省の「マイクロチップ推進モデル事業」が平成21年から22年で、マイクロチップの装着と、マイクロチップのハンディリーダーの配布をしました。環境省モデル事業採択について、平成26年度から採択していただいております。このマイクロチップ装着の推進状況については58ページ、26年度、純粋な増加数が前年に比べまして910頭、また27年度も純粋な増加が26年

度に比べて1,088頭、また28年度、今年度につきましては27年度に比べて12月末現在で1,285頭、装着が増えているという状況です。

また、装着についての協力をいただいている動物病院さんについては63ページ、53の病院のうち43の病院で推進に協力いただいております。事業実施にあたり、3,000円で施術ということで、不妊去勢時の施術は登録料のみでご協力いただいているという状況にあります。66ページ上段にあるように獣医師会さんが不妊去勢手術の助成制度についてパンフレットを作っています。猫ちゃんが付いて、「マイクロチップはあなたとペットを結ぶ絆です」と書いてあるところに、「マイクロチップを装着しませんか」という風な謳い文句を入れていただいたりですとか、あと68・69ページは狂犬病の集合注射等でお配りいただいているチラシなのです。69ページの下段に、マイクロチップがあなたとペットをつなぐために必要だということでの普及啓発にご協力いただいております。

現在、平成27年度6月補正でマイクロチップの装着推進委託が500頭分、予算が付いておりまして、また特典付き啓発クーポンを5,000部用意させていただいております。この特典付き啓発クーポンというものがどういったものかというのが、61・62ページにご紹介させていただいております。事業目的としては、61ページ、迷子ペットの防止、終生飼育、狂犬病注射の徹底、飼い主モラルの向上を推進していくということです。犬猫販売業者さんについては①のような内容で協力をいただく。保管業、訓練業者さんについては、②のような内容でご協力をいただく。また、展示・譲り受け飼養業の業者さんについては、③のような内容でご協力をいただきたいということです。協力いただける業者さんにおいては、県が発行する新しいペット専門クーポン冊子に協賛事業者として広告を掲載していただいて、そのクーポン冊子をお持ちの飼い主さんが何がしかの特典を受けられるということで、マイクロチップの装着の推進を進めていくというものです。

27年度には17事業所が協力いただいていたのですが、28年度、微増ではありますが19事業所が協力いただいております。60ページに一覧を載せてございますので、参考までにご覧いただければと思います。

最後に、「譲渡ネットワークの構築」です。県内の団体譲渡登録者による広域譲渡として、平成27年度、名古屋を中心とした中部地方へ犬が52頭でした。28年度、輸送費として予算が100頭程度、モデル事業の方から頂けるようなお手伝いをいただけることになりました。2月末現在、名古屋を中心とした中部地方へ犬が60頭、猫が14頭という状況です。

ただ、課題としては「受入れ可能」と回答があった自治体と、新たなネットワーク構築が進んでいない状況ではあります。再譲渡できなかった場合の措置や、輸送手段の課題がクリアできずに28年度は終わろうとしているところでございます。

受け入れに際しては、人慣れ、健康管理ができていて、譲渡に適しているということが条件があります。多くの自治体は頭数が増えてしまうので、自治体として受け入れができないという風なご回答を27年度に頂いております。新たにネットワークを構築するというよりは、「受入れ可能」と回答が

あった自治体さんとの連携に29年度は努めてまいりたいと考えております。

また、健康管理の信頼性向上ということを1回目の推進協議会の際にご指摘がありました。「譲渡動物にはどんな健康管理をしているんですか?」ということで、参考資料としまして74ページ以降で収容犬のカルテと、あと77ページからは収容猫のカルテを付けてございます。

あと、感染症に罹って亡くなってしまう動物が非常にたくさんいたので、そちらの方を改善するために今現在「シェルターメディスン」、要するに譲渡の可能性のある動物には、できるだけワクチンを打って感染を防御するという風なコントロールの仕方を始めております。この効果が、28年10月からなるべくできるだけの子にワクチンを打つということをやっている、73ページ、10月以降をご覧ください。28年度のパルボウイルス感染症の発生頭数が、10月以降、成犬で1頭、子犬19頭という状況です。これは同時期の27年度に比べますとかなり改善されており、このワクチン接種については進めていきたいと考えております。

第一回会議で、身体検査、フィラリアの部分でご意見をいただきました。収容犬についてはまず「混合ワクチンをいつ打ちました」、また、狂犬病のワクチンをいつ打って、注射の番号、登録番号と書いてあります。あと不妊手術の方も、できるだけ早期に手術を受けさせており、記入があります。マイクロチップもいつ入れたか、何番かが分かるようになってます。この犬については譲渡がもう終わってしまっていて、2月21日に一般のご家庭に行っています。フィラリアの予防の状況とか、ノミ・ダニの予防、あと検便・駆虫に対してはどういう薬を飲ませたか、についても書いてございます。

血液検査についてですが、成犬は肝臓と腎臓の数値を確認するようにしています。子犬は血液検査を実施しておりません。気質判定の方が75ページにあります。あとそれぞれの犬の治療状況や検査状況が76ページのカルテに書いてあります。

また、猫についてです。77ページで、この子は成猫で飼い主さんがいる状態で引き取りがあった子です。混合ワクチンを1月27日に、入ってきてその日のうちに打っていて、不妊手術を2週間後に受けました。さらに、猫はF e L VとF I V、白血病とエイズの検査をしています。この子は両方マイナスで、マイクロチップ装着を不妊手術と同時に受けた部分とかいうのが分かるようなカルテとさせてもらっています。あと成猫ですので血液検査の項目をご覧くださいますと、「正」と書いているのは血液検査の状況を見て問題なかったという意味で書いています。

気質判定のところは、飼養に関わっているトレーナーたちがどういう状況かと書いていて、誰が見ても今の状況が分かるようなカルテづくりというところでさせていただいています。こういったカルテをご覧ください、何かご意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

少し戻って、環境省モデル事業についてですが、平成29年度、来年度も同様の事業立てで継続するよう進めてまいりたいと思います。2月の後半に環境省の方から、平成29年度の継続についての意思確認というような問い合わせがあり、引き続き29年度についても同様なマイクロチップの推進と広域譲渡の推進というようところで続けてまいりたいということで回答させていただいております。

す。あと、広域譲渡につきましては助成金・補助金というような形になっていますので、更に対象になる頭数であったり、譲渡の対象となるエリアの広域化というようなところにつきましても検討してまいりたいと思いますので、ご理解をよろしく願いいたします。

(議長) それでは、「譲渡交流拠点施設整備事業」、「マイクロチップ装着推進」等に関することについて、一括してご質問をお受けする前に、実はマイクロチップはこの2月議会、代表質問で元木県議からご質問がございました。マイクロチップの装着義務化に向けて県としてどう取り組んでいくかということで、現在、環境省の方で動物愛護法の改正を考えており、そういうことを含めた中で、動物愛護法の改正については販売される犬猫に限られるということで案が出ています。それを県としては全体に広げるように、犬・猫全体に広げるようにということで政策提言を国に対して行ってきたいということでお答えしております。そういうことでマイクロチップについては県としても広く推進されるよう、国に対して政策提言を行っていきたいと考えております。そういうところでご質問等、譲渡施設とマイクロチップということで何かございましたら。

(委員) マイクロチップについて、モデル事業のクーポン冊子の方で協力させてもらっていますが、今のところ利用されたお客さんが1人もいらっしゃらないので、活用してくださっているのかなと疑問です。議長が仰ったように義務化に向かっているということなので、今後広がっていくんだろうなと思うのですが、早く広めるために先ほどの避妊去勢手術の助成金の申込みがあった時には打ってしまうみたいなことも、決めても良いのではないかなと思いました。助成を貰うんだから、マイクロチップも手術の時にすれば入やすいんじゃないですかと思います。

(委員) 獣医師会でも、犬は登録制度がしっかりしていますが、猫は終身飼養というのがなかなかできていない。不妊去勢を受けられる時に犬の飼い主さんは登録料を払っているんですが、猫の飼い主さんは別に払っていないのに割引きがあるのは何で？というのはよく聞きます。なので、今後は色々な面で猫の方も登録制度か、マイクロチップの登録というのをできるだけ推進していけるような形で、獣医師会の中の小動物委員会でもお話をしています。行政サイドさんの強い力添えがあって一緒にやっていければ、それに越したことはないんですけど、今すぐにやってくださいと言われても、獣医師会の方としても取り組んでいるところなのでもう少しお待ちくださいとしか言えない。

(委員) だいたい新しくワンちゃん・ネコちゃんを飼うと、獣医さんのところに行ってワクチンを打ってもらってという流れがあると思います。そこで一言「マイクロチップを打ちませんか」という提案を獣医さんからしていただくと、動物取扱業者が言うよりは獣医さんのお言葉の方が重く受け止められますので、効果があるかなと思います。

(委員) 色々獣医師会の先生方も頑張っているのですが、「ちょっと太いじゃん」とか、「かわいそうじゃない」とか色んなご意見がありまして、3ヶ月～6ヶ月の子猫とか、「ちょっと太いでしょ、先生」と言われると、僕らとしてもね。マイクロチップ自体は入れると30年は機能しますから、ワンちゃん・ネコちゃんの寿命よりも長いんですよとか、異物反応はないんですよという説明はしているんです。最終的に縛りがないですから、「や～めた」と言われれば、それ以上は僕らとしてもなかなか押し切ることができない。もう少し、説明も色々獣医師会としても先生方に頑張ってやっていただいているのですが、何かあれば僕らとしても一緒に頑張るぞ！と力を発揮できるんです。今のところは頑張って説明はしているんですけど、「かわいそうだから」と言われると、本当はもう一步踏み込んでいかなければいけないんでしょうけど、そこはちょっと大変なところがありますね。

(議長) 狂犬病予防法で法律上、犬の登録が義務づけられています。一方で環境省の方においてはマイクロチップを推進している。この辺りを何とか犬については一元化できないかということで、法律上の一元化を図った中で犬については当然義務化と。猫についても。犬・猫同時ですね。義務化ということで政策提言を今年度といたしますか、この5月に上げる予定でございます。

この2月議会の先生のご質問を受けて、5月にはしっかりと政策提言をマイクロチップについては義務化を、国に対して要望を行うということです。環境省と当然厚生労働省、両方に対して要望していきたいということで考えております。その他、何か。

(委員) 譲渡棟の施設について、新しい施設が29年度から供用開始を目指すということなのですが、殺処分のガス室、以前に比べると全然使っていないとか、回数が減っていますよね。実際、処分されている動物も減っていると思います。昔は大きい犬の頭数で計算された大きさだったということで、致死に至るまでは何秒でしたっけ、30何秒とかいう返事が来ました。今、頭数が減っているから、たぶん致死に至るまでだいぶ時間がかかっているのではないかと思います。

(議長) 大きさに対しての炭酸ガスの量は同じなので、30秒ぐらいです。

(委員) たぶんセンターの職員さんも知らなかったと思うんですけど、前回のドリームボックス、あれは測ったら3分なんです。この来年度の計画で殺処分が600頭の見込み、新たに譲渡棟を建てるということで、そろそろ安楽死に変えても良いのではないかなという思いがあるのですが、どうでしょうか。

(議長) これは最終的にはその方向には持っていきたいのですが、まだまだちょっと多いんです。

(委員) どうしてでしょうか。600頭ですよ。今動いているのが週2回ぐらい。たぶんできるのではないかな。私は獣医師ではないので分からないので何とも言えないんですけど、実際センターには獣医師会からトレーナーが来たり、色々な関係者がいらっしゃるので、獣医師会さんとかとも協力して。猫にしても、今は子猫は目の開かない子たちは注射で安楽死とか即やってもらっていいと思いますけど、難しい子は大変かも分からないんですけど、吹き矢とかあつたりしますから、例えばこの29年度の併用を作るにあたって、徳島県はガス処分機を廃止とか、使用しないというので、言っても良いのではないかなと思うんです。

(議長) 今はまだ、きちんとした会議とかは持っていないのですが、漠然と処分頭数が100頭を切る辺りで、そういうのを検討しても良いのかなと思っています。

(委員) 今、年間で殺処分頭数が600頭というのと、その週50で割ったとしても1週間で、これはあくまで目標というか、数字ですから何とも言えないんですけど1週間12頭、注射による安楽死は可能なのではないかなと思うんです。私たちは福祉の考えなので、ガスで処分するというのと安楽死というのは違います。言い方の差はあると思いますが、行政で処分しないところ、安楽死を始めているところがあるというのは聞いたことがあります。せっかくたくさん予算を使って、こういった形の譲渡拠点をつくるのだから、譲渡から漏れてしまった子たちにも何かしらの配慮で、安楽死みたいなものを始めてもらえたら良いかなと思います。

(議長) 将来的に愛護センターの在り方、これは非常に検討すべきであって、たちまちそれが実現可能かどうかも含めて、まだ検証できていないものですから、十分その方向で検証すべく、将来に向けてどうやっていくかというのは、センターの方でも考えていきたいと思っています。

(委員) 教育委員会では、45ページの事業4のところ、「学校等における地域動物対策の推進に係る事業」ということで、子どもたちに身近な動物に親しみを持って命を大切にするような心を育むということで、安全衛生課さんとか動物愛護センターさん、県獣医師会の先生方と連携、ご協力をいただいて、「学校飼育動物ネットワーク事業」というものを実施しております。

それで、本年度は小学校12校と幼稚園7園で直接学校に訪問をしていただいて、飼育相談であるとか、診断・治療を直接、先生方・子どもたちに指導していただいております。あと学校で飼育動物を飼っていないところからの希望もあって、そういうところに対しては動物を連れて行っていただいて、動物とのふれあいを通した体験活動というのを、ご協力いただいて実施しております。非常に貴重な体験が学校の子どもたちができるので、またどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長) ありがとうございます。その他、ないようであれば事務局、他に何かございますか。

(事務局) それでは、事務局から最後になりますが「その他事項」として、冒頭にも申しましたように3月11日の「セミナー2017」のお話をさせていただきます。

80ページにチラシの方と、あとお手元にもチラシを配布させていただいております。150名の定員で入ることのできる会場でございますので、皆様どうぞお声掛けいただければと思っております。内容については、ご覧のように法律関係で環境省の則久室長様、災害時のペット対策といたしまして日本愛玩動物協会の白井事務局様、徳島県外の動物愛護団体の活動として全国の愛護活動状況と徳島県の課題等について、NPO法人ハート徳島代表、スーザン・マーサー様にご講演をいただく予定でございます。

(議長) 今、何名ぐらい？

(事務局) まだ20人ぐらいです。ただ、毎年、お連れの方とかがお出るので、そのままの数ということはないのです。ただ元々のキャパがかなりありますので、委員の皆様、再度、来週のお話になるのですが、周知について1つご協力いただければと思いますので、よろしくお願い致します。

(安全衛生課) 最後によろしいですか。譲渡交流拠点施設につきまして、来年度建設工事、それから完成が29年度中、後半最後の方になると思うのですが供用開始を目指すということです。

この譲渡交流拠点施設につきましては、ボランティアさんが積極的に活動いただける場、ボランティアさんとの協働の場、それから情操教育の場というような理想がございまして、その部分をどうしていくか、実際にどんなことをやっていくかということで、プロジェクトチームを来年度、立ち上げまして、そこで色々とボランティアさんからの意見、関係機関からの意見を聞いた中で、また推進協議会にお諮りしてまいりたいと考えておりますので、その旨ご協力をよろしくお願い致します。

(議長) それでは議事について、事務局の方にお返し致します。

(事務局) はい。それでは、これもちまして議事を終了させていただきます。平成28年度「第2回動物愛護推進協議会」をこれにて終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。お世話になりました。

議題(1)－1 動物愛護管理事業報告

「徳島県動物愛護管理センターにおける犬猫の収容状況」

○犬 平成30年1月末 (昨年1月末比)

収容頭数 876頭【成犬 469頭、子犬 407頭】

(+32頭【成犬 ±0頭、子犬 +32頭】)

うち、捕獲 441頭(-76頭)、引取 417頭(+111頭)、負傷18頭(-3頭)

・野良犬へのみだりなエサやりによる子犬の繁殖がある

阿波市、徳島市、鳴門市、阿南市

・多頭飼育崩壊

吉野川市、美馬市

・高齢者による飼育継続困難

返還頭数 152頭(+22頭) 収容頭数の内 17%

返還経緯 平成29年4月から平成30年2月末まで

センターHP 34頭、直接電話 25頭、徳島新聞 18頭、

チラシ 12頭、マイクロチップ 7頭、知人からきいた 7頭、

失踪届 6頭、鑑札 2頭

・推進員によるチラシ配りによる返還率上昇

・飼い主がセンターの存在を知らない

・飼い主自身が犬を捜索したが、自宅周辺の捜索のみだった

・死んでいると思って探さない

譲渡頭数 209頭(-37頭) 収容頭数の内 24%

団体譲渡 133頭【成犬 67頭、子犬 66頭】

(-16頭【成犬 -26頭、子犬 +10頭】)、

一般譲渡 76頭【成犬 10頭、子犬 66頭】

(-21頭【成犬 -9頭、子犬 -12頭】)

・子犬の譲渡数が増えている

・譲渡先の飽和状態

殺処分頭数 534頭(+63頭) 収容頭数の内 61%

子犬 266頭(+26頭)、成犬 268頭(+37頭)

○猫 平成30年1月末 (昨年1月末比)

収容頭数 316頭【成猫 82頭、子猫 234頭】
(-147頭【成猫 -12頭、子猫 -135頭】)
うち、飼い主からの引取46頭(+8頭)

- ・子猫の収容の多くは役場や警察経由(遺棄疑い)
- ・多頭飼育崩壊
徳島市、阿南市、藍住町

返還頭数 0頭(-4頭) 収容頭数の内 0%

- ・所有者明示が犬に比べて徹底されていない
- ・収容時期が離乳前など、初めから所有者がいないケースが多い
- ・収容頭数の多くが所有者からの引取

譲渡頭数 57頭(-80頭) 収容頭数の内 18%

団体譲渡 17頭【成猫 1頭、子猫 16頭】
(-55頭【成猫 -22頭、子猫 -33頭】)、
一般譲渡 40頭【成猫 2頭、子猫 38頭】
(-25頭【成猫 -10頭、子猫 -15頭】)

- ・愛護団体は独自に保護しているため、センターからの引き出しまでは難しい
- ・一般のさがす会申込があっても、譲渡の前に野良猫を拾うなどしての辞退

殺処分頭数 250頭(-73頭) 収容頭数の内 79%

子猫 181頭(-86頭)、成猫 69頭(+13頭)

「徳島県内における飼い犬登録数(平成29年3月末)」

○40,279頭

「徳島県における推定飼育頭数(平成29年4月現在)」

○犬・・・54,383頭

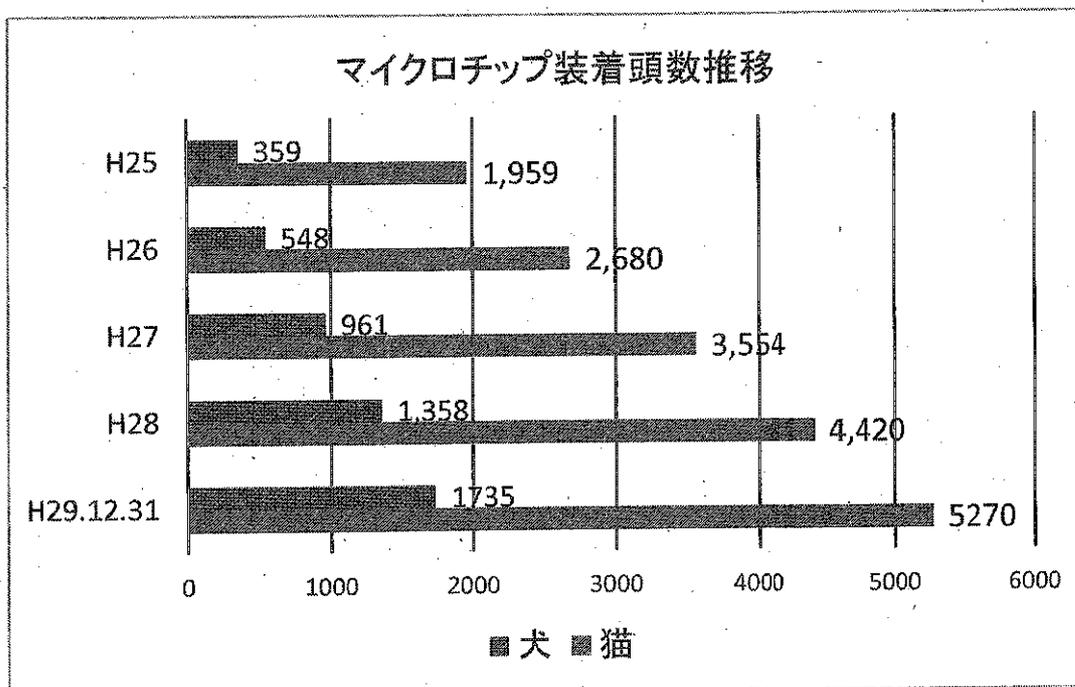
○猫・・・54,308頭

「徳島県内におけるマイクロチップ登録頭数(平成29年12月31日現在)」

○犬・・・5,270頭

○猫・・・1,735頭

○その他・・・14頭



議題(1)－2 動物愛護管理事業報告

平成29年度 動物愛護管理事業実施状況

- 4月18日(火) 災害救助犬認定式
- 4月29日(金) 動物ふれあいフェスタ
- 7月6日(木) 学校飼育動物ネットワーク連絡会議
- 7月22日(土) 友愛フェスティバル 防災関係展示
三好市、友愛ホスピタル
- 7月26日(水)、30日(日)、8月6日(土) 一日体験学習
- 8月9日(水) 親子参加型教室
- 8月24日(木) 第1回狂犬病予防業務担当者会議(東部圏域)
市町村、獣医師
- 9月17日(土) 動物愛護週間啓発キャンペーン
ゆめタウン徳島、フジグラン北島
- 動物愛護週間啓発パネル展
9月12～19日 徳島市役所ロビー
9月19～29日 県庁1階県民ホール
- 9月23日(土) 動物愛護のつどい
- 9月30日(土) 第36回徳島矯正展
- 10月23日(月)、11月1日(水)、11月5日(日)
避難所運営セミナー・ペット同行避難防災訓練等
- 10月14日(土) 西阿波防災フェスタ
- 10月15日(日) とくしま防災フェスタ2017
- 10月19日(木) 第一回 動物由来感染症検討会
- 10月27日(金) 災害救助犬候補犬審査会
- 11月1日(水) 動物愛護管理・動物由来感染症対策担当者会議
- 11月14日(火)
災害時ペット救護の広域支援・受援体制整備にかかるモデル図上訓練
- 11月23日(木) わんわん CLEAN UP とくしま 愛犬家による清掃活動
- 12月16日(土) 南部圏域の総合防災訓練
- 2月9日(金) 第2回狂犬病予防業務担当者会議(東部圏域)
市町村、獣医師
- 3月1日(木) 第2回学校飼育動物ネットワーク事業連絡会議
- 3月7日(水) 徳島県動物愛護推進協議会

予定

- 3月14日(水) 第一回 動物由来感染症検討会
- 3月17日(土) 譲渡交流拠点施設オープニングセレモニー
- 3月27日(火) 災害救助犬候補犬認定審査会

平成28年度 各自治体の取り組み

平成28年度

| 自治体名 | 事項 | 取組事項 |
|--------------|--|--|
| 徳島県 | <ul style="list-style-type: none"> 1 学校飼育動物ネットワーク事業 2 地域における人と動物の共生支援モデル事業 3 動物愛護管理適正化推進事業 4 動物愛護啓発事業 5 マイクロチップ推進事業 6 災害救助犬・セラピー犬等育成プロジェクト | <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会、県獣医師会と連携し、学校飼育動物の治療診断と飼育相談事業を実施し、子どもと動物のよりよい関係づくりを目指す。県内指定校へ担当獣医師(開業獣医師)が訪問し、事業を実施。 2 地域ねご活動の普及推進のためモデル地域を指定し、動物愛護管理センターまたは協力動物病院で不妊・去勢手術を実施し支援する。 3 不妊・去勢手術費助成など動物の適正管理等にかかる事業を行う市町村に対し、経費の1/2を補助。 4 譲渡会、しつけ方教室、ふれあい教室、職場体験、啓発パネル展等の開催 5 獣医師会、動物取扱業者と連携し、犬猫へのマイクロナチップ装置を推進 6 人と動物の「共生・共助モデル」として、センターに収容された犬から人の役に立つ災害救助犬・セラピー犬を育成し、命の尊さの啓発につなげる。 |
| 北島町 (徳島県) | <ul style="list-style-type: none"> ・BOWBOWCLEANUPとくしま ・犬のフン啓発看板の配布 ・広報誌等で啓発 ・ペット同行避難訓練 | <p>○BOWBOWCLEANUPとくしま 徳島県動物愛護管理センター、獣医師会、北島町との共催 犬と飼い主を対象としたイベント(内容:清掃、ミニゲーム) ○犬のフンのマナー啓発看板を希望する市民に無料配布している。 ○広報誌、ホームページ、回覧板でペット適正飼育について啓発を行っている。 ○ペット同行避難訓練 町の防災訓練と同時開催し、参加者の誘導やペットの一時預かり、啓発物品の配布などを行った。 ・参加数:犬12匹、猫2匹</p> |
| 阿南市 (徳島県) | <ul style="list-style-type: none"> ・犬のふん啓発看板の配布 ・広報紙等で啓発 (28年度以前より継続して実施) | <ul style="list-style-type: none"> ・犬のフンのマナー啓発看板を希望する市民に無料配布している。 ・広報誌及びホームページでペット適正飼育について啓発を行っている。 |
| 阿波市 (徳島県) | <ul style="list-style-type: none"> ・犬のフン啓発看板の配布 ・広報誌で啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬のフンのマナー啓発看板を希望する市民申請書記入で無料配布している。 ・広報誌によるペット適正飼育について啓発を行っている。 |
| 石井町 (徳島県) | <ul style="list-style-type: none"> ・ペット同行避難訓練 | <p>人の避難訓練の際に、ペットの同行可能かどうかの問合せがあれば可能と回答 ペット受付簿の作成 実際にはペットの参加なし</p> |
| 板野町 (徳島県) | <ul style="list-style-type: none"> ・犬のフン啓発看板の配布 ・広報誌等で啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬のフンのマナー啓発看板を希望する市民に無料配布している。 ・広報誌及びホームページでペット適正飼育について啓発を行っている。 |

| 自治体名 | 事項 | 取組事項 |
|---------------|--|--|
| 美馬市 (徳島県) | <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練時にペットの同行避難ブース設置 ・啓発看板の配布 | <ul style="list-style-type: none"> ・美馬市脇町にて災害時の避難訓練を行った際に、美馬保健所がペットの同行避難ブースを設置して、同行避難の方法の周知を行った。 ・参加者数(避難訓練全体) 約200人 ・犬のフン放置防止、犬の放し飼い防止啓発看板を希望する市民に無料で配布している。 |
| 鳴門市 (徳島県) | <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等で啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙でペット適正飼育等について啓発を行った |
| 吉野川市 (徳島県) | <ul style="list-style-type: none"> ・犬のフン啓発看板の配布 ・広報紙等で啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬のフンのマナー啓発看板を希望する市民に無料配布している。 ・広報紙、ホームページ等でペット適正飼育について啓発を行っている。 |
| 藍住町 (徳島県) | <ul style="list-style-type: none"> ・犬のフン啓発看板の配布 ・広報紙等で啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・犬のフンのマナー啓発看板を希望する町民に無料配布している。 ・広報紙に「ワンニャンだより」を掲載して、ペット適正飼育について啓発を行っている。 |

議題(2)

災害救助犬・セラピー犬等育成プロジェクト の進捗状況

○災害救助犬等育成事業進捗状況

平成27年度末 2頭(玄・モナカ)を災害救助犬候補犬として認定

平成28年度末 上記2頭を災害救助犬として認定

平成29年10月 1頭(コージー)を災害救助犬候補犬として認定

平成30年3月 1頭(風雅)の災害救助犬候補犬としての審査会を予定

現在

災害救助犬……………2頭(玄・モナカ)

災害救助犬候補犬……………1頭(コージー)

災害救助犬素質ありの犬…1頭(風雅)

○セラピー犬等育成事業

平成27年度 6頭

平成28年度 7頭(前期)

10頭(後期)

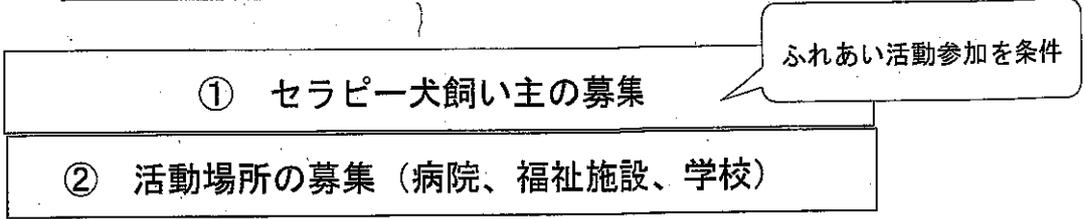
平成29年度 8頭

計 31頭

セラピー犬育成の流れ

- ① ご協力いただける飼い主さんに、当センターのセラピー犬育成の流れ、セラピー活動について説明。
- ② セラピー候補犬の譲渡、適否判定
ご理解、ご協力いただける飼い主さんに、当センターより通常の譲渡形式にのっとり、セラピー候補犬を譲渡。
既に譲渡済の犬については、セラピー候補犬としての適否判定。
- ③ セラピー候補犬の訓練
生後6ヶ月以上で候補犬適の場合は、当センターが指定する訓練所へ訓練に通っていただきます（譲渡後も狂犬病予防接種、混合ワクチン接種、フィラリア予防等の予防医療がなされていることが条件となります）。
訓練期間は約3ヶ月間、その間に最低8回は通っていただき、訓練費用4万円までは当方で負担します。
訓練所が決まり、訓練開始となりましたら、当センターまでお知らせ下さい。
- ④ 飼い主さん研修
訓練期間3ヶ月の間に、飼い主さんには当センターで行っているふれあい教室にご参加をお願いします（ふれあい教室は毎週土曜日に行っています）。
- ⑤ セラピー犬認定試験
訓練終了後、当センターにて健康診断・認定試験を行います。
認定試験は、飼い主さん（ハンドラー）と犬とのペアでの評価となります。最終判定合格の場合は、「ふれあい活動犬」「パフォーマンス犬」「トータル犬」と分けたうえでの結果報告となります。不合格の場合でも、再チャレンジしたい場合は再度訓練所で訓練していただき、再試験を受けていただくことも可能です（訓練費用は自己負担となります）。
健康診断は、当センター獣医師により認定試験の事前に行います。
- ⑥ ふれあい活動
認定試験合格の場合、飼い主さんには当センターにボランティア登録していただき、セラピー犬マナー講習会を受講後、ふれあい活動に参加していただきます。
ご参加いただくふれあい活動は、当センターで行うふれあい教室と、外部施設（幼稚園・小学校・老健施設等）へのふれあい移動教室があります。

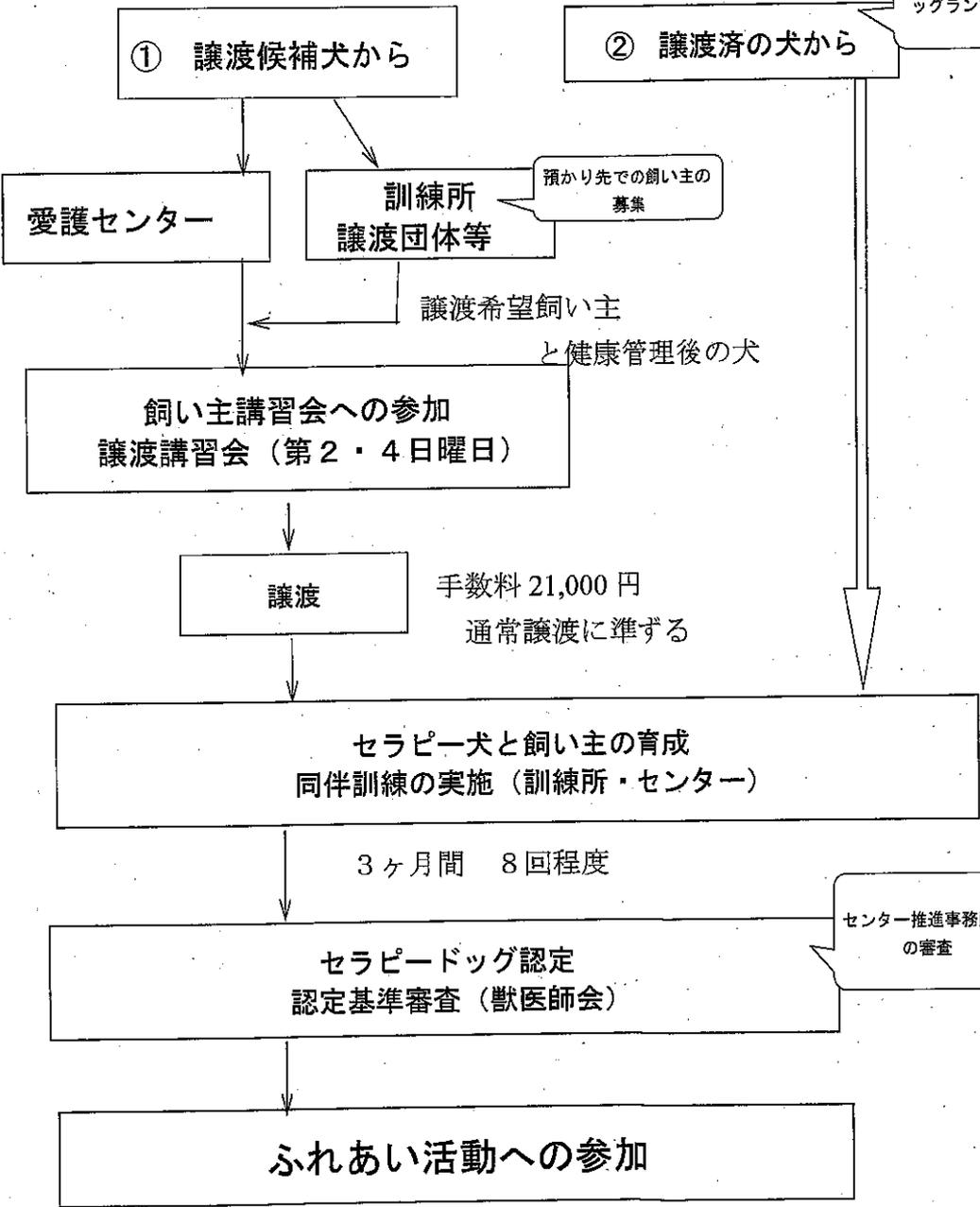
セラピードッグ認定の流れ



★ 犬の選定

※候補犬は子犬・成犬、選定は動愛センター

同窓会、イベント、ドッグランでの声かけ



災害救助犬認定の流れ

① 災害救助犬飼い主の募集

ふれあい活動参加を条件

② 活動場所（県内災害現場、啓発イベント）

★ 犬の選定

譲渡候補犬から

※候補犬は子犬のみ
選定は訓練所

協力訓練所での資質見極め
（一時飼養）

譲渡希望飼い主
と健康管理後の犬

飼い主講習会への参加
譲渡講習会（第2・4日曜日）

譲渡

手数料 21,000 円
通常譲渡に準ずる

災害救助と飼い主の育成
同伴訓練の実施（訓練所）

6ヶ月間

災害救助犬候補犬認定
認定基準審査（県）

12ヶ月間 継続訓練

災害救助犬認定
認定基準審査（県）

発災時の救助活動への参加

「災害救助犬」候補犬の譲渡者募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時における人命救助補助のため活動する「災害救助犬」を育成し、災害時に備えるとともに、災害救助犬を通じて、動物愛護精神を醸成し、「人と動物がともに暮らせる、うるおいと喜びのある地域づくり」を実現するため、徳島県動物愛護管理センターから譲渡する、災害救助犬候補犬の飼い主の募集に関し必要な事項を定めるものである。

(実施主体)

第2条 飼い主の募集及び譲渡については、徳島県動物愛護管理センター（以下、「センター」という。）が実施するものとする。

(候補犬の選定)

第3条 「徳島県動物愛護管理センター犬・ねこ等譲渡要領」第3条に規定する譲渡動物選定基準に該当する犬で、災害救助犬育成にあたり専門知識を有する者の助言により選定することとする。

(譲渡対象者)

第4条 「徳島県動物愛護管理センター犬・ねこ等譲渡要領」第4条（1）に規定する譲渡対象者の要件を満たし、かつ災害救助活動及び動物愛護の推進に熱意を有すること。ただし、譲渡対象者は60才以下の方とし、後継人は認めない。

- (2) 災害救助犬の育成にあたり、県が指定する訓練所において、認定までの間、飼い主同伴による訓練を受けられること。
- (3) 県等が実施する動物愛護啓発イベント等への参加に協力するとともに、災害救助犬として認定された後は、災害発生時において要請があった場合、人命救助補助のため、災害救助犬として可能な限り活動を行わせることができること。
- (4) 災害救助犬として認定後も、一定の技術を維持するため、必要に応じ継続した訓練を受けられること。
- (5) 災害救助犬として認定されなかった場合及び犬の加齢、病気等により災害救助に係る活動が困難になった場合についても、飼い主として終生適正飼養ができること。

(譲渡者の募集方法)

第5条 広報、ホームページ等を活用し、広く県民に周知する。

- (2) 募集期間は平成27年9月1日から平成27年11月30日までとし、「徳島県動物愛護管理センター犬・ねこ等譲渡要領」に規定する譲渡申請書をセンターへ提出するとともに、飼養目的の欄に災害救助犬候補犬を譲渡希望の旨、朱書きする。

(譲渡者の選定)

第6条 センターは、提出された申請書について譲渡前書類審査を行う。

- (2) 書類審査により譲渡対象者の要件を満たしていると判断した場合は、センターで面接及び候補犬とのマッチングを行い、譲渡者を選定する。

(譲渡方法)

第7条 徳島県動物愛護管理センター犬・ねこ等譲渡要領の個人への譲渡に準ずる。

(譲渡後調査及び報告)

第8条 譲渡日から3か月及び6か月を経過した後に、「徳島県動物愛護管理センター犬・ねこ等譲渡要領」第10条に規定する譲渡犬飼養状況調査を実施する。

附則

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

議題(3)

平成30年度「飼い主のいない猫」対策について

○これまで

「飼い主のいない猫」対策については、平成22年度より本県で定める「猫適正飼養ガイドライン」に基づき、猫の適正飼育の普及啓発と不妊・去勢手術の実施による繁殖制限を行う「地域猫活動支援事業」を県が主体となり推進してきた。

平成29年度末までに101地域を指定し1,523頭の飼い主がいない猫に避妊去勢手術を実施。

○今後について

地域ボランティアが野良猫の繁殖を防ぐため捕まえて(Trap)避妊去勢(Nuter)手術し、元の場所に(return)戻す「TNR」活動を全県下に広く普及させるため、各市町村による地域住民、ボランティア等への活動支援が必要不可欠である。

新たに積極的な支援や地域独自の取組みを、交付金制度を活用し、市町村が主体となった地域における、動物愛護の推進と、適正管理の推進を図る。

○市町村交付金：市町村が実施する「動物適正管理の推進」に県が1/2補助

・平成28年度 全24市町村が飼い犬・飼い猫の不妊・去勢措置の推進に活用
(県、市町村が2,500円ずつ補助)

・平成28年6月 補助金交付要綱を改正(平成28年度事業から適用)

飼い主のいない猫への不妊・去勢手術も対象に追加

県・市町村で2,500円ずつ負担しボランティアによるTNRを積極的に支援

* 平成29年度は徳島市が本制度を活用しTNR活動を支援を開始

| 事業名 |
|---|
| 一 地域における普及啓発に係る取組に対する支援 |
| 二 飼い犬・飼い猫の不妊・去勢措置の推進に係る事業 (不妊・去勢措置の助成を行う場合にあっては、一件あたり5千円を上限とする。) |
| 三 地域における飼い主のいない猫への不妊・去勢措置の推進に係る事業 (不妊・去勢措置の助成を行う場合にあっては、一件あたり5千円を上限とする。) |
| 四 学校等における飼育動物対策の推進に係る事業 |
| 五 災害時の動物救護対策の推進に係る事業 |

| センター | | 獣医師会 | | 合計 | |
|-------------|-----|------|-----|-----|----|
| オス | メス | 不明 | オス | メス | 不明 |
| 260 | 267 | 0 | 299 | 377 | 0 |
| 平成22～28年度合計 | | | | | |
| センター | | 獣医師会 | | 総合計 | |
| オス | メス | 不明 | オス | メス | 不明 |
| 260 | 267 | 0 | 299 | 377 | 0 |
| 1203 | | | | | |

平成22～28年度合計

| 団体No. | 開始月 | 実施地域 | センター | | | 獣医師会 | | | 総合計 |
|-------|----------|--------------------|------|----|----|------|----|----|-----|
| | | | オス | メス | 不明 | オス | メス | 不明 | |
| 69 | 平成29年5月 | 小松島市たぬき広場ステーションパーク | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 83 | 平成29年1月 | 徳島市北沖洲2丁目 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 85 | 平成29年4月 | 徳島市佐古4番町 | 0 | 0 | 0 | 14 | 22 | 0 | 36 |
| 86 | 平成29年4月 | 名西郡石井町高原字平島 | 9 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 |
| 87 | 平成29年5月 | 徳島市北田宮2丁目 | 1 | 0 | 0 | 6 | 11 | 1 | 19 |
| 88 | 平成29年5月 | 吉野川市山川町忌部 | 4 | 2 | 0 | 21 | 9 | 0 | 36 |
| 89 | 平成29年5月 | 石井町高原字平島(B) | 25 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 53 |
| 90 | 平成29年6月 | 徳島市南沖洲2丁目 | 5 | 6 | 0 | 2 | 2 | 0 | 15 |
| 91 | 平成29年6月 | 海部郡海陽町鞆浦字山下 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 92 | 平成29年6月 | 鳴門市撫養町立岩6枚 | 6 | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 | 11 |
| 93 | 平成29年7月 | 海部郡美波町木岐 | 6 | 1 | 0 | 4 | 5 | 0 | 16 |
| 94 | 平成29年7月 | 徳島市大谷町新堤 | 3 | 3 | 0 | 1 | 2 | 1 | 10 |
| 95 | 平成29年7月 | 小松島市金磯町 | 3 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 7 |
| 96 | 平成29年7月 | 小松島市たぬき広場ステーションパーク | 9 | 12 | 0 | 0 | 1 | 0 | 22 |
| 97 | 平成29年8月 | 石井町浦庄字国実 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 98 | 平成29年8月 | 徳島市城南町4丁目 | 0 | 0 | 0 | 3 | 5 | 2 | 10 |
| 99 | 平成29年9月 | 徳島市八万町大坪 | 6 | 11 | 0 | 2 | 7 | 0 | 26 |
| 100 | 平成29年10月 | 美馬市穴吹町三島字三谷 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 101 | 平成30年1月 | 海部郡海陽町穴喰浦字正梶 | 1 | 5 | 0 | 6 | 0 | 0 | 12 |

| | | | | | | | |
|---------------|-----|-----|---|-----|-----|---|------|
| 平成29年度総計 | 91 | 85 | 0 | 59 | 69 | 4 | 320 |
| 平成22～本年度までの総計 | 351 | 352 | 0 | 358 | 446 | 4 | 1523 |

| | |
|---------------------|-----|
| 本年度実施地域数 | 19 |
| H22～H30.3.5までの実施地域数 | 101 |

※H30.3.5付データ

飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施動物病院一覧

| 番号 | 郵便番号 | 所在地 | 病院名 | 電話番号 |
|----|----------|------------------|-------------|---------------|
| 1 | 770-8054 | 徳島市山城西2丁目81-2 | あけぼの動物病院 | (088)654-1392 |
| 2 | 770-0804 | 徳島市中吉野町4丁目8 | アピスペットクリニック | (088)632-8433 |
| 3 | 779-3119 | 徳島市国府町北岩延字池尻26-6 | さいとう動物病院 | (088)642-6223 |
| 4 | 770-0025 | 徳島市佐古五番町4-19 | 高橋獣医科 | (088)653-8311 |
| 5 | 770-0816 | 徳島市助任本町2丁目12 | 中川アニマルクリニック | (088)653-8530 |
| 6 | 770-8081 | 徳島市八万町式丈47-1 | はち動物病院 | (088)678-4028 |
| 7 | 770-0943 | 徳島市中昭和町2丁目21 | バルネケ動物病院 | (088)653-4041 |
| 8 | 771-0142 | 徳島市川内町沖島247-5 | 藤川動物病院 | (088)665-5705 |
| 9 | 770-0062 | 徳島市不動東町5丁目404-1 | プーさん動物病院 | (088)631-0729 |
| 10 | 770-0861 | 徳島市住吉5丁目8-25 | ロビンス動物病院 | (088)655-8682 |



音声読み上げ・文字拡大 Multilingual 携帯サイト サイトマップ

- くらし・手続き
- 子育て・教育
- 健康・福祉
- 市政情報
- 観光・文化

検索

現在のページ [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [ペット](#) [飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用一部の助成](#)

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用一部の助成

最終更新日：2017年9月1日

徳島市では飼育される見込みのない猫を増やさないために飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部を助成します。

1 助成対象者

徳島市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記載されている者及び徳島市内の町内会等で飼い主のいない猫に対して手術を受けさせようとする者

2 助成対象猫

徳島市内に生息する飼い主のいない猫（野良猫）
 飼い猫は、助成の対象外です。
 他人の飼い猫を無断で捕獲しないよう十分確認を行ってください。

3 助成頭数

100頭（先着順）

4 申請受付期間

平成29年9月1日（金曜日）から平成30年1月31日（水曜日）まで

5 申請窓口

市民環境政策課

6 助成金交付までの手順

1. 窓口へ申請
2. 徳島市が申請者あてに助成金交付決定通知書を送付
3. 助成金の交付決定を受けた日の翌日から起算して60日後又は平成30年3月31日（土曜日）のいずれか早い日までに実施動物病院で手術
4. 手術を受けた日の翌日から起算して14日後又は平成30年3月31日（土曜日）までのいずれか早い日までに実施動物病院の領収書等を添付し実績報告書を提出 また、請求書を提出
5. 徳島市が申請者に助成金を交付

7 申請書等

- 01 [実施動物病院一覧（PDF版）（PDF形式：58KB）](#)
- 02 [申請書（WORD版）（MS word：17KB）](#)
- 02 [申請書（PDF版）（PDF形式：91KB）](#)
- 03 [実績報告書（WORD版）（MS word：18KB）](#)
- 03 [実績報告書（PDF版）（PDF形式：86KB）](#)
- 04 [請求書（WORD版）（MS word：16KB）](#)
- 04 [請求書（PDF版）（PDF形式：58KB）](#)

この内容に対する連絡先

注目情報

[住所の変更（転居・転入・転出）](#)

[現在募集中のインターネットアンケート](#)

[ネーミング・ライツパートナー企業の募集](#)

ペット

[飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用一部の助成](#)

[犬を飼うときは](#)

[狂犬病予防注射と犬の登録](#)

[犬の登録申請書](#)

[犬の死亡届](#)

[登録事項の変更届（犬の登録変更）](#)

[犬の鑑札・狂犬病予防注射済票の様式が変わります！](#)

このページを見ている人はこんなページも見ています

[狂犬病予防注射と犬の登録](#)

[犬の登録申請書](#)

[犬の鑑札・狂犬病予防注射済票の様式が変わります！](#)

もしものとき

[救急診療](#)

[消防・防災](#)

[交通安全・防犯](#)

[施設情報](#)

[よくあるご質問](#)

情報がみつからないときは

お気に入り [編集](#)

登録されているページはありません。

市民環境政策課衛生係
電話: 088-621-5206

[このページを登録する](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない人は、[Adobe社から無償でダウンロードできます。](#)



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

[Tweet](#)

お問い合わせ

市民環境政策課

〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 (本館10階)

電話番号: 088-621-5202・5206・5217

ファクス: 088-621-5210

[担当課にメールを送る](#)

この情報は役に立ちましたか?

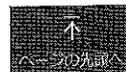
お寄せいただいた評価はサイト運営の参考といたします。

質問: このページの情報は役に立ちましたか?

評価: 役に立った どちらともいえない 役に立たない

質問: このページの情報は見つけやすかったですか?

評価: 見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった



徳島市役所

〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地

電話: 088-621-5111 (代表) ファクス: 088-654-2116

[庁舎案内](#) [周辺地図](#)

[プライバシー・ポリシー \(個人情報の取り扱い\)](#) | [お問い合わせ](#) | [サイトの使い方](#) | [アクセシビリティ](#)

Copyright © Tokushima City All Rights Reserved.

平成 年 月 日

徳島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金申請書

徳島市長 様

申請者 住所
ふりがな
氏名

印

電話番号

※町内会等の場合はその名称及び代表者名

徳島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金の交付を受けたいので、徳島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付要綱第5条第1項の規定に基づき申請します。

1 飼い主のいない猫の主な生息場所

2 手術を受けたい猫 匹

| | 性別 | 毛色 | 推定年齢 | 特徴等（個体識別可能な身体特徴等） |
|---|----------|----|------|-------------------|
| 1 | メス・オス・不明 | | | |
| 2 | メス・オス・不明 | | | |
| 3 | メス・オス・不明 | | | |
| 4 | メス・オス・不明 | | | |
| 5 | メス・オス・不明 | | | |

(裏面) 誓約事項

私は、飼い主のいない猫を対象に不妊去勢手術を実施するにあたり、以下の事項について、誓約します。

- 1 申請にあたり猫の不妊去勢手術は飼い主のいない猫に限り実施する。
- 2 手術した猫の耳はVカットにより手術済みと判別できるようにする。
- 3 手術実施にあたり、施術及びこれに関して生じた事故・問題等については、私(団体)の責任において処理し、徳島市に一切迷惑をかけません。
- 4 飼い主のいない猫の繁殖抑制、新たな飼い主探しその他猫の問題解決に努めます。
- 5 地域環境をよくするため、地域住民の理解が得られるように努めます。

平成 年 月 日

申請者 住所

氏名

印

電話番号

※町内会等の場合はその名称及び代表者名

徳島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金実績報告書

徳島市長 様

住所

ふりがな

氏名

印

電話番号

※町内会等の場合はその名称及び代表者名

平成 年 月 日付け徳島市指令市環第 号で交付決定の通知を受けた徳島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金に係る実績について、次のとおり報告します。

1 飼い主のいない猫の主な生息場所

2 猫の不妊・去勢手術助成金を交付する猫

| | 性別 | 毛色 | 推定年齢 | 特徴等（個体識別可能な身体特徴等） |
|---|-------|----|------|-------------------|
| 1 | メス・オス | | | |
| 2 | メス・オス | | | |
| 3 | メス・オス | | | |
| 4 | メス・オス | | | |
| 5 | メス・オス | | | |

3 手術実施日

平成 年 月 日

4 手術金額

金 円

5 手術病院名

6 助成金額（決定通知書に記載の助成金額の内、手術費用の範囲内の額）

金 円

添付書類

- 1 上記の助成対象手術に要した費用に係る領収書及び請求内訳書の写し
- 2 耳のV字カット後の猫の全体の様子が明らかな写真
- 3 なお、市長が必要があると認めた場合、書類を追加提出していただく場合があります。

平成 年 月 日

徳島市長 様

住所

氏名

印

※町内会等の場合はその名称及び代表者名

徳島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付請求書

平成 年 月 日付け徳島市指令市環第 号で交付決定通知がありました徳島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金として、次のとおり請求します。

請求金額

振込口座

銀行

金庫

農協

本店 支店

支店 支所

口座種別 普通 当座

口座番号 _____

フリガナ

口座名義人 _____

議題(4)

譲渡交流拠点施設を活用した新規事業について

「ずっとスマイルプロジェクト」事業

1 事業の目的

動物愛護管理センターでは、開所当初から収容された犬・猫について新しい飼い主を見つける譲渡事業を実施してきた。平成30年度供用開始となる譲渡交流拠点施設を核として、県民ボランティア、企業、団体等との連携を強化し、愛護精神の向上やボランティア等との連携による譲渡を推進するとともに、災害時における「動物救護シェルター」としての機能充実を図り、「助けられる犬・猫の殺処分ゼロ」の実現を目指す。

2 事業の概要

(1) 飼い主モラルの向上と、ボランティア等との連携による譲渡推進事業

- ① 動物愛護推進員や登録ボランティアの確保のためのセミナーや勉強会等の開催
- ② 市町村担当者とボランティア等との連携促進を目的としたコーディネート事業の実施
- ③ ボランティアのネットワークを利用した広域譲渡の推進事業

(2) 愛護精神向上にむけた啓発事業

- ① 児童の情操教育のための遠足や高齢者グループの施設見学等の受け入れ事業の実施
- ② 児童等を対象とした、動物ふれあい事業、体験型教室等の開催
- ③ 学生、社会人を対象としたインターンシップ事業の実施

(3) 災害時のペット対策事業

- ① 災害時のボランティア育成事業
- ② 「災害時のペット対策ガイドライン」に定められている市町村担当者や協力団体、災害ボランティア等における役割分担の確認や、各地域の実情に沿ったペット同行避難訓練の実施や避難所運営のルール作成等を目的としたワーキング事業の実施。
- ③ 迷子ペット対策のためのマイクロチップ装着推進用啓発資材と災害備蓄品等の購入
大規模災害時には動物救護シェルターとして活用

3 事業の効果

「譲渡交流拠点」を核として、県民ボランティアや関係機関等の連携や、協働を図ることにより、徳島県が目標とする「助けられる犬・猫の殺処分ゼロ」の実現を目指すだけでなく、官民業の活発な交流より、飼い主モラルの向上や災害時への備えなど、根本的な動物愛護思想が醸成される機会となる。

人と動物の尊い命を守る～人と動物がともに暮らせる地域づくり

徳島県動物愛護推進計画に基づき、不妊・去勢手術の推進、適性飼養にかかる啓発、譲渡の推進を図るとともに、災害に対する万全の備えを確立する

新 動物愛護ずっとスマイルプロジェクト

平成29年度供用開始となる譲渡交流拠点を核として、県民ボランティア、企業、団体等との連携により譲渡・啓発活動・災害対策を強力に推進

動物愛護推進員70名
散歩等ボランティア登録120名

取寄棟などの暗いイメージが先行



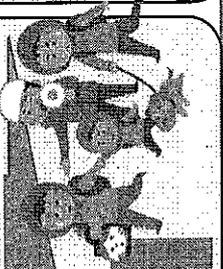
ボランティアの活動や、ペット同行 避難時の収容施設が未整備

ボランティアの育成により 譲渡頭数が増加！

「動物愛護思想の醸成」と 「安らぎ」の施設へ！

県民ボランティア等が主役となる 動物愛護の推進

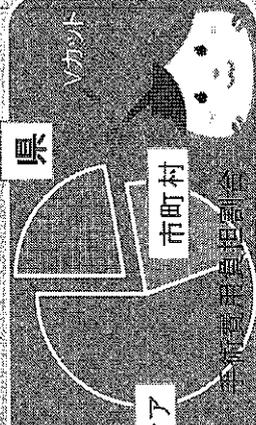
市町村や防災団体の 避難所運営の支援にも！



市町村適正管理推進モデル支援事業

市町村が実施する「地域における動物適正管理の推進の経費について、1/2を補助する交付金制度」

- 市町村主体の取り組みを更に強化
- ・ 普及啓発事業
 - ・ 災害時の動物救護対策
 - ・ 学校飼育動物対策
 - ・ 不妊去勢事業
 - ・ 飼い主のいない猫対策



- ・ 地域の動物愛護・管理の推進
- ・ 飼養動物の安易な繁殖防止
- ・ TNRを含めた地域の取り組み推進

災害救助犬等育成プロジェクト推進事業

動物愛護管理センターに収容され、譲渡された犬の中から、「災害救助犬」や「セラビードッグ」を育成



県民との協働により「助けられる犬・猫の殺処分ゼロ」を目指す

担当：動物愛護管理センター

議題 (5) -1 その他

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改訂等に係る検討会について

1. 経緯・趣旨等

- ▶ 平成 23 年に発生した東日本大震災（津波被害、福島原発事故対応）の経験を踏まえて、環境省では、平成 25 年 6 月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を作成。
- ▶ 同ガイドラインでは、災害時に飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等による支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することの重要性を指摘。
- ▶ 平成 28 年 4 月に発生した熊本地震の経験を踏まえて、今後の災害時対応に備えるため、ガイドライン等について所要の改訂を行うことが必要と判断。今年度、ガイドライン改訂のための検討会を開催し、改訂作業を実施する。
- ▶ 改訂にあたっては、昨年度後半から地元関係者の協力を得て取りまとめに着手した「熊本地震における被災動物対応記録集（案）」の作成過程で抽出された課題や、その後の専門家ヒアリング等において指摘された課題等をもとに論点を整理し、具体的な検討を行う。

2. 改訂にあたっての留意点（案）

ガイドラインの改訂にあたっては、下記の事項に留意する。

- ① 防災基本計画などの防災施策体系との整合の取れた施策の展開
- ② 熊本地震への対応を通じて抽出した課題への対応
- ③ 今後発生が想定される大規模災害（南海トラフ、首都直下等）を視野に入れた対応
- ④ 現行のガイドラインにおいて誤解を与える事項の訂正や丁寧な説明等

3. 改訂スケジュール（案）

8月2日（水） 第1回検討会 主な論点について検討
9月27日（水） 第2回検討会 第1回目の検討結果を踏まえた修正案作成
10月～12月 広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練（3ブロック程度）
来年1月 第3回検討会 モデル図上訓練の結果も反映した改訂案取りまとめ
来年2月 公開シンポジウム開催＋普及啓発に着手

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」改訂案のポイント

主な変更点

■ 名称の変更

現行版：災害時におけるペットの救護対策ガイドライン

改訂版：人とペットの災害対策ガイドライン

現行ガイドラインの「救護対策」という言葉が、放浪動物等の保護というイメージを強く連想させ、誤解を招きやすかった。本ガイドラインの内容は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養出来るように支援するものであり、飼い主の自立支援を目的とすることから、誤解無くシンプルに伝わる名称に変更した。なおペットの飼養面から考えた災害時の対策は、平常時の準備の延長線上にあり、特に重要だと考えられることから、災害時に限定する文言を名称から削除した。

■ 自助

災害時のペットの救護や飼養についても飼い主による「自助」が基本であることを明記した。また、災害時に被災者がペットを適切に飼養するには、日頃からの準備が重要であることを改めて明確にした。

■ 自治体が行う災害時のペット対策の意義

災害時に行政機関が行うペットの対策は、被災者である飼い主の救護の観点から行っていることを明確にした。

■ 同行避難についての考え方の再整理

「同行避難」が避難所でのペットとの同居を意味するものではないことを改めて明確にした。また、同行避難は飼い主自身の身の安全確保が前提であること。地域や災害の態様によっては、在宅避難などもありえること、同行避難後にペットの飼養場所や預け先にどのような選択肢があるのかを示した。

■ 広域支援、受援体制

現状版では、ペットの災害対策は被災地の自治体や獣医師会等が中心となって実施することを想定しているが、自治体の境界を超えた広域的な支援体制の整備が必要であること、また、受援体制の準備も必要であることを示した。

■ 目次立ての変更

本ガイドラインは自治体向けに作成されたものであるが、現行版では対象が不明瞭であった。そのため、ペット救護対策のフロー図をもとに目次立てを変更し、自治体が行うべき内容を明確にした。

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」改訂等に係る検討会

委員名簿

※50音順、敬称略

| | |
|--------|-----------------------------|
| 江川 佳理子 | 熊本県 健康福祉部 健康危機管理課課長補佐 |
| 鍵屋 | 跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部教授 |
| 金谷 和明 | 全国動物管理関係事業所協議会会長 |
| 亀田 由香利 | 仙台市片平市民センター・児童館館長 |
| 国崎 信江 | 一般社団法人 危機管理教育研究所代表 |
| 沼田 一三 | 一般財団法人 ペット災害対策推進協会副理事長 |
| 平井 潤子 | 公益社団法人 東京都獣医師会事務局長 |
| 村上 睦子 | 熊本市 健康福祉局 保健衛生部 動物愛護センター所長 |
| 村中 志朗 | 公益社団法人 日本獣医師会副会長 |
| 山根 泰典 | 徳島県 危機管理部 消費者くらし安全局 安全衛生課課長 |

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(四国ブロック)

〈四国ブロック(徳島県) : 平成29年11月14日〉

南海トラフ地震の津波を想定し、図上訓練

○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災から1週間後及び1か月後の対応や連携を確認しながら、訓練の検証を行った。



○課題及び目標

●被災自治体

【課題】 必要とする支援内容は何か？

支援を受ける際に、課題となることは何か？

【目標】 受援体制の整備(人・物・場所など内容を整理し、支援を要請する)

→情報の一元化、支援団体・ボランティアの整理と窓口、県内寄付金の受付

●支援自治体

【課題】 被災が大きい自治体へ、どんな支援ができるか？

支援する際に課題になることはないか？

【目標】 支援体制の整備(支援要請事項について検討、対応可能な事項を選択)

●獣医師会

【課題】 獣医師会としてどのような支援ができるか？

他県の獣医師会等の応援等についてどのように調整するか？

【目標】 避難所等における健康相談及び負傷動物等の治療と保護の実施

●ボランティア団体・個人等

【課題】 どんな救護活動ができるか？

救護活動の際に課題になることは何か？

【目標】 ペットフードや用品の支援

：迷子ペットや保護情報についての動物愛護推進員や登録ボランティアの活用

○今後の取組

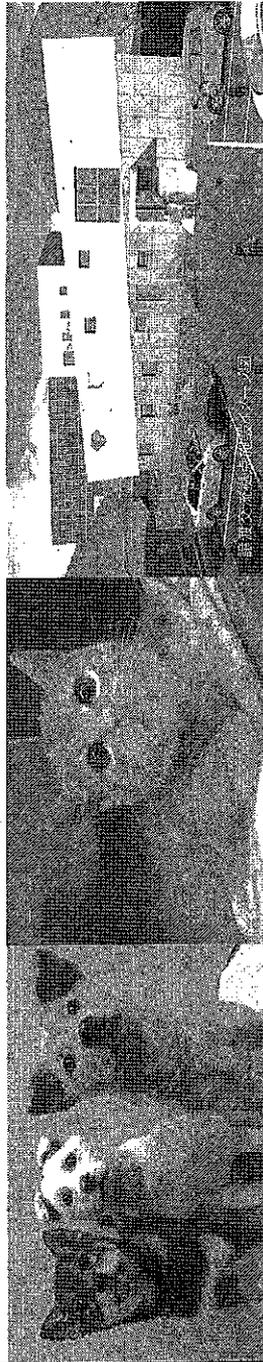
- ◆市町村、獣医師会等関係団体、ボランティア等と連携した実動訓練の実施
- ◆市町村の避難所運営、支援・受援体制整備に係る支援協力、助言

参加者：四国ブロック自治体(香川県、高松市、愛媛県、高知県)、兵庫県、徳島県内市町村(徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、牟岐町、美波町、海陽町、北島町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町)、近隣獣医師会(徳島県、香川県)、ペットフード関係企業(株式会社貴志商店)、日本動物愛玩動物協会徳島県支所、日本ペット文化学院徳島校、徳島県動物愛護推進員、環境省

専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田一三氏
公益社団法人日本動物福祉協会 山口千津子氏

議題 (5) -2 その他

動物愛護管理センター「譲渡交流拠点施設」 いよいよ明日、3月17日オープン!



動物愛護のボランティア活動と子ども達への情操教育の拠点として、動物愛護センターに「譲渡交流拠点施設」がオープンします。「助けられる命を助けていく」ために、譲渡増を目指します。

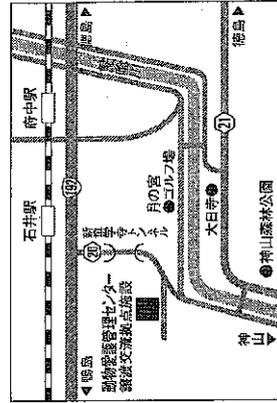
譲渡交流拠点施設の「拠点」機能

- ① 譲渡犬・猫の飼育とマッチング
(飼い主を探す会・ふれあい教室)
- ② 動物愛護のボランティア活動
(ボランティア活動室)
- ③ 子ども達の情操教育
(展示ふれあい室)
- ④ 災害時の動物救護
(動物救護シエルター)



- #### オープニングイベント
- 普通パフォーマンス(四国大学)
13:30~13:50 ふれあい広場(雨天の場合:愛護管理棟)
 - 大猫何でも相談
14:00~15:00 譲渡交流拠点施設 ボランティア活動室
 - 動物パネル展示
14:00~16:00 譲渡交流拠点施設 展示ふれあい室
 - 災害救助犬ハンドラー装備展示
14:00~15:00 愛護管理棟 キヤフー
 - ドッグラン
10:00~16:00 ドッグラン施設

- 第1部 記念式典 13:00~ 譲渡交流拠点施設玄関前
施設の愛称公募・表彰式
- 第2部 特別講演 14:00~ 管理棟多目的ホール
講演① 「人と動物が幸せに暮らす社会の実現に向けて」
環境省 動物愛護管理室長 則久雅司氏
講演② 「災害救助犬について」
ノイマンドッグスクール トレーナー 賀川比呂氏



- 所在地 / 各西郡神山町向野字長谷333
- 開館時間 / 8:30~17:15
- 休館日 / 年末年始
- お問い合わせ先 / 動物愛護管理センター
TEL:088-636-6122 FAX:088-636-6123
電子メール:doubutsuigo@pref.tokushima.jp

